

平成30年小布施町議会6月会議会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成30年6月7日(木) 午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 中村雅代君 | 2番 | 福島浩洋君 |
| 3番 | 富岡信男君 | 4番 | 小西和実君 |
| 5番 | 川上健一君 | 6番 | 山岸裕始君 |
| 7番 | 小林茂君 | 8番 | 小林一広君 |
| 9番 | 小淵晃君 | 10番 | 渡辺建次君 |
| 11番 | 関谷明生君 | 12番 | 大島孝司君 |
| 14番 | 関悦子君 | | |

欠席議員(1名)

13番 小林正子君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----------|--------|
| 町 長 | 市村良三君 | 副町長 | 久保田隆生君 |
| 教育長 | 中島聰君 | 総務課長 | 田中助一君 |
| 総務課長補佐 | 中條明則君 | 企画政策課長 | 西原周二君 |
| 健康福祉課長 | 林かおる君 | 健康福祉課長補佐 | 永井芳夫君 |
| 産業振興課長 | 竹内節夫君 | 建設水道課長 | 畔上敏春君 |

教育次長 三輪 茂君 監査委員 畔上 洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎 博雄 書記 柘津 貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

13番、小林正子議員及び富岡産業振興課長補佐から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問通告がありましたので、報告いたします。

朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長（関 悦子君） 最初に、7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

○7番（小林 茂君） おはようございます。

最初に、地震の震度について質問をいたします。

最近、5月25日が一番新しいんですが、夜、午後9時13分ごろ、県北部を震源とする地震が発生しました。このときの震度5強は栄村、そしてまた津南町、十日町、上越が震度4、小布施町は震度1というふうなことで観測され、発表されております。このときの地震の震源というのは浅くて、マグニチュード5.1というふうに推定されています。

地震による被害の詳細というのは現在調査中のようでありますが、建物施設に亀裂が一部発生したり、あるいは水田で一部亀裂のために水が抜けて、ことしの耕作は諦めたというような報道もあります。考えてみれば7年前であります、2011年3月11日ですが、マグニチュード6.7の大地震からようやく復興ができて一息ついたというふうなところに、今回の地震ということで、地元の皆さんのお気持ちを察するに余りあるわけであります。心からお見舞い申し上げたいと思います。

また、少し前ですが、5月12日の午前10時30分ごろですか、マグニチュード5.2、震度5弱の長野県北部地震が発生しております。このときの震度5弱が長野市、大田市、小川村です。震度4が小谷村、そして震度3が中野市等たくさんのところ。小布施、須坂市は震度2、高山村は震度1というように発表されております。

このときの地震というのは昼間で、被害も少なかったわけですが、ただ長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）の東側に住む小布施町の我々にとっては、このような緊急地震速報が発報されると、やはり今から170年前と言われております善光寺地震だとか、つい最近では53年前になるんだそうですが、松代群発地震、そういったものを連想をさせると、そういった意味で一瞬不安と緊張をするというような時間を過ごすことになったわけであり

ます。

そういった意味で、松代群発地震も先ほど申し上げましたとおり、もう50年以上も前で、この体験者もほとんどもう少なくなってきた、ごく本当に一部の人になってきている。その一方、発表される地震の震度というものを全体的に考えてみると、小布施町というのは、い

つも周辺に比べて震度が小さいんじゃないかなというような疑問を常に持っておりまして、決してそれがいいとか悪いとかと言っているわけではありませんが、そんなような疑問を多くの皆さんが持っているのではないかなと思います。

そこで、その辺について質問をいたしますが、まず、1つは、現在役場に設置されている地震の値というのは周辺の市町村に比べて、どうしても我々から見ればちょっと小さいのではないかなということを感じることは多々あるわけですが、これはあくまでも感じであって、データがあって言っているわけでもありません。町全体が揺れに強い地殻構造にあるのか、それとも地震計が設置されている部分、その部分が揺れに対して強い構造なのか、どちらなんだろうかと。小布施町が震度1だということで発表されたときに、町域全部が震度1なんだというふうに、果たして捉えていて本当にいいんだろうかというような疑問がうかがえます。その辺について、町としてどのように考えられているのか、あるいは過去のデータ等をどんなふうに分析されているのか。当然地震計設置の際には、設置場所をどこにするかというときには、そういったことも検討されているんだろうと思いますが、1点質問をさせていただきます。

それから、2点目ですが、町内が全て均一の地殻構造であれば、全町民が統一的な行動をとればいいわけではありますが、地域によって差があるとすれば、やはりそれらを含めた、差があるとすればですよ、差を含めた対応というのが求められていくのではないかなと。そういった意味で過去の町の記録等から見ていったときに、そういうものが認められるのかどうか、その辺についてご質問をいたします。

それから、3つ目ですが、昔から言われているのでありますが、千曲川沿いというのは液化しやすいということから、いつも被害が大きいというふうに言われてきています。私の記憶の中では、中越地震のときには、北岡、山王島、飯田とか、この辺の千曲川沿いでは線状に被害が発生してしまっていて、そういう意味からすれば、やはり場所によってそんな違いが出るのではないかなと。この辺についても、もしそういうものであれば、過去の情報をまとめて今後の防災活動に活かしていく必要があると思いますが、その辺についてはどのようにお考えになっているか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、4つ目ですが、職場とか自宅に緊急持ち出しとか備蓄というものを啓発されておりますけれども、車載用の防災セットというのも最近かなり充実をされ、簡単に車に積んでおけるという形になっています。特にこれも地震よりは、むしろ大雪、突発的に降るあの大雪に対しても必要なものだろうと考えています。そういった意味で、このようなも

のを常に携帯するという、習慣づけもあわせてやっていく必要があるのではないかなど。

以上、4点について質問いたします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） おはようございます。

それでは、ただいまの小林 茂議員のご質問にお答えしたいと思います。

1番から4番ありまして、役場に設置の震度計、周辺市町村に比べて震度が小さいのではないか、揺れにくい構造なのかということ、それから、地殻構造が同じでなければ地域ごとの対応が必要ではないか、そういった地域差の実態はどうかと。千曲川沿いは被害が大きいと言われているが、震源地別に過去の情報をまとめて、今後の減災活動に生かすべきではないか、最後に、車載用の防災セットの習慣化についてのご質問でした。

1番から3番までにつきまして、最初にお答えをしたいと思います。

役場に設置されました震度計、これは阪神・淡路大震災の折に観測地点の荒さというものが問題になりまして、平成の大合併前の市町村ごとに県が平成8年に設置したものであります。平成21年には再整備を行っており、県では各市町村の震度を計測、県を通じて気象庁に報告するというような形になっております。なお、長野地方気象台では、小布施町周辺の状況、長野市の豊野、中野市、須坂市、高山村にある地震計の状況から、設置状況が薄いという状況ではないとしておりまして、町としましても小布施町の中で役場以外の場所に設置することは考えていないという状況であります。

次に、地殻構造という話でありましたが、地層といったものが合うと考えまして、「地層」という言葉を使わせていただきますが、地表近くの地層、多く松川からの石が多くかたい地質の扇状地と、それから千曲川が上流から運んできました粘土質のやわらかい沖積層から形成されているということでありまして、その下が固い岩盤になっているとされております。

地域的には、町の中心部がある扇状地部分、これは松川扇状地北側部分であります。町の北部に広がる延徳田んぼや西側の千曲川に沿った地域は、千曲川の沖積地となっております。町の北部や千曲川沿いの扇状地が千曲川の沖積地と接する部分、この部分につきましては固い層と軟らかい層が重なる複雑な構造となっております。

町の防災計画にあります昭和33年からの記載があるわけなんですけど、災害流域には、近年の地震による被害というものも記載されております。幸いなことに地震による被害というのは余り報告されておらずで、唯一家屋の被害が報告されているものは、平成19年7月に

発生しました中越沖地震のみであります。町内18カ所で屋根のぐしの崩壊、それから外壁の崩壊、床の崩壊が報告されているところでもあります。このとき報告されました被災地の場所ではありますが、先ほどお話にありましたとおり、矢島、押羽、羽場、北岡、山王島、大島となっております。これは一般的に言われるように、やわらかい地層の千曲川沖積層によるということを示しているというふうに考えられます。

また、震源地別に過去の情報をまとめてというご提案ではございましたが、町におきましては、これ以上具体的に被害報告がありませんので、明確に千曲川沿いの揺れが大きいというものについては、先ほどの中越沖地震以外からはないという状況であります。

また、地域ごとの備えということではありますが、例えば崖が近くにあるということになりましたら、それに対する備えが必要になるということでありまして、現状では、これらの地域にお住まいの方に中越沖地震の状況をお伝えした中で、より高い防災意識をお持ちいただくことで、災害に備えていただくことが有効ではないかというふうに考えております。

それから、4番目の車載用防災セットの搭載を習慣化すべきではないかということではありますが、食料等の備蓄でございますが、こちらについては3日か1週間分を備蓄してくださいということで推奨しているところでもあります。被災者が避難の際に車を使うかどうかといった点につきましては、地域防災計画の中でも記載はございません。

しかし、熊本地震では益城町で車で避難及び避難生活が行われたという報告があります。また歩行の困難な方の避難などは車が必要ではないかとされることも理解するところではあります。一方、道路の寸断などで、災害の状況に応じては車が使えない、あるいは避難の際に車を使うことによって渋滞を招き、緊急車両の通行が妨げられるといった危険性も考えられるところでもあります。

ご提案の車載用の防災セットにつきましては、備蓄の一つの方法として、すぐれた面があると考えられますが、避難の方法等を含めて検討が必要と思われまます。この点について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） 答弁の中で全般的な内容については理解できるわけでありまして、また私も地震計を増やせなんていうことを全く考えているわけでもございません。

ただ、一番やはり心配しなければいけないのは、過去に大きい地震を起こしている善光寺地震だと思うんです。これについては、やはり何十年かの間には必ずあると考えていかなければ

ればいけないわけですが、ただ千曲川の西側の方から小布施町に来る波というのが本当にどのように伝わってくるかという話になれば、それは我々に推定できる話ではないのであります。少なくとも、このときにはたまたま善光寺のご開帳であったというようなことから、大変な被害が出ていたわけでごさいます、やはり長野盆地、西縁「さいえん断層帯」とか、「にしぶち断層帯」というふうに呼ぶ人もありますが、俗に言う信濃川断層帯でごさいます、その東側に我々がいるということだけは、やはりいつも肝に銘じておかなければいけないのではないかなと思うのであります。

そういった意味で、そのことと、それから千曲川沿いの被害が多く発生しやすいということとは、直接結びつくかどうかは別にして、過去にそういう実績もあるということ、大きな地震もあったということは、やはり小布施町みたいな安全なところに住んでいる人間にとっても、常に啓発し、心しておかなければいけないことだろうというふうに思うのであります。そういった点について、折に触れてきちんと伝えていくということが私は必要だろうと思っていて、そんな意味で、ぜひひとつ防災訓練だけではなくて、何かの記念でしょうね、そんなところを使って、例えば松代群発地震もそうでしたが、これは3年間ぐらい続いたと思うんですね。やはりきちんとPRできるようなきっかけをつくっていくべきだなとひとつ思うのであります。その辺について、ひとつぜひお考えを聞かせていただきたいと思えます。

車載用の防災セットについては、私も経験からいって本当に必要だなと思っていて、ぜひひとつ、これは地震のみならず全ての災害に、車に置いておくということはいいことだと思っています。ということは、自分の住宅そのものに被害があった、あるいは地震で被害があった、車というのは大体外に置いてありますので、その中にそういったセットが一つあれば、ほかにも使えるわけでありまして。ぜひひとつ前向きに進めていただけるということでごさいましたが、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、再質問にお答えいたします。

やはり防災というものは、繰り返し繰り返し、過去の歴史ですとか、そういった記憶を呼び起こして、常に危機感をあおるけではありませんが認識していただいて、常に備えておくということが必要だと思えます。

ちょっと余談にはなりますが、5月に自治会長の研修で熊本の方に行ってまいりましたけれども、あちらの熊本地震、起こる確率というのは1%未満だったということで、ほとんどそういった備えがない状況の中で、いきなり襲ってきたということであります。小布施町

におきましては、議員さんおっしゃるとおり、以前からそういう地震の被害があったり、過去には非常に大きな被害があったということの中で、そういったことを常に肝に銘じてやるというのは、防災訓練を通じて、あるいは今立ち上がったばかりであります、自主防災会連絡協議会というものを通じて、常にお話をさせていただく、あるいはお伝えをしていくことが必要だと思います。できるだけそういった機会を捉えて、お話しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

下松川橋北側の橋にかかる取り付け道路の関係の安全対策について質問いたします。

下松川橋というのは、これは大島の西側にある橋になるわけですが、この橋の小布施側の取り付け道路というのは、本当に特異な交差点形状だと思っていて、危険性も高く、また不具合箇所もたくさんあります。したがって、改修に向けた将来の構想とか、あるいは中長期的な計画をつくっていく必要があるのではないかなと考えています。

一般的に大きな川にかかる橋というのは、橋までの間、勾配路を直線で上り下りするというのが一般的であります、この下松川橋の場合、小布施側は、橋を渡り切ったらすぐ右へ急勾配で、しかも急角度で曲がらなくてはいけないというふうなところでして、初めての人には恐ろしいようなところなんです。しかも、あの橋はアーチになっていますので、登り切って初めて先が見えるというような構造ですので、非常に危険を含んでいるのであります。

特に冬は、その下りカーブでブレーキをかけなくてはいけない形で、危険性も倍増するわけであります。あの箇所の問題をまとめていくと、私は4点ぐらいに絞られるのではないかなというふうに考えていまして、それについて個々に町当局の認識、あるいは考え方等をお尋ねしていきたいと思います。

まず、1つ目ですが、大島地区へ続くメイン道路というのは、さっきも言いましたように、橋を渡り終えた瞬間に右へ急角度で右折しなくてはいけないということです。やはりもっと危険を回避するためには直線部分というのは増やすべきだろうと、そう簡単にはいく話ではありません。それはわかってのことではあります、そういった意味で、長期にわたっての改修計画というのは、どうしてもつくっておかないと、その辺について具体的に今現在、どのような計画があるのか、ないのか、その辺について1点お尋ねいたします。

それから、2点目ですが、フルーツセンターからこの下松川橋へ向かう場合、急な坂道の上り切ったところに一時停止がある。したがって、大型車はそこで停まったら、なか

なか上っていけないという問題、それから、凍結している場合には、マイカーだってあそこで一時停止してしまったら橋の方に曲がっていけないというようなことがあります。そういった意味では、その一時停止の部分の勾配をもっと緩やかにすべきではありますが、この辺について具体的な改修の構想なり、あるいは要望等があるのかどうか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

それで、実は大島の皆さんからは、ハイウェイオアシスからフルーツセンターのところへ道を広げて、お客さんがもっともっと大勢フルーツセンター側に入れるようにということで、前々から要望が出されているのはご承知だろうと思います。その場合も、そこへ来た車をどっちへ誘導するんだという場合、下松川橋のほうに誘導するには、やはりこの場所が一つのネックになるわけでありまして。そういった意味で、どんなふうに現在考えているのか、お尋ねをいたします。

それから、3つ目でありまして、その栗ガ丘団地からあの橋のたもとで接続する箇所があるのでありますが、町道認定だと聞いてはいるんですけども、そのところは一時停止の標識もないんです、細い道で。したがって、反対側から行く人から見れば、びっくりするぐらいなんです。やはり当人も使用する人も危険でしょうけれども、周りの通行する車もやはり危険に巻き込まれるということで、やはり一時停止がないということは、ちょっと問題ではないかと。また、逆に大島側からその道へ左折しようとする、1回ではハンドルが切れないうえです。どうしても切り返しをしなければいけないということで、通行している車の妨げになってしまう場合があることであります。

本来ならば、ああいう幅の広い道に細い道が直行するような場合というのは、直角に交差するように最近改修をされていますので、そのような計画をつくってやっていくべきだろうというふうに思います。

今申し上げました3点については、やはり地権者の協力も必要です。それから、具体的にどのように動いて、結びつけていけばいいかということも考えながら進めていく必要があるとは思いますが、現時点でどのようになっているのか、そして、また将来どうしていこうとしているのか、お尋ねします。

それから、最後に、橋の問題であります、あの橋は真ん中が高いのでありまして、今でも松川にはああいう橋がまだほかにもあります。歩道がまた極端に狭くて高くて、自転車を押して歩くなんていうことはとてもできるわけではありませんし、雪の降ったときには、一段高い歩道の上に雪が降るため、その上を歩こうとすれば、欄干が足の膝の辺しかなくなっ

てしまうという形で、怖くて歩けないというのが今実態だろうと思うんです。

これについては、大分前に大規模改修をされたと私は認識しているんですが、今後の橋の改修というものが予定があるのかどうか。あるとすれば、その中でやはりこの辺についてどう対応していくのか、その辺についての4点についてお尋ねをいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 下松川橋北側の取り付け道路の安全対策についてお答えします。

小林 茂議員ご質問の下松川橋は、旧県道村山小布施停車場線の橋梁で、昭和46年10月に竣工をしております。下松川橋の延長は82.6メートル、総幅員が8.5メートルとなっております。議員ご指摘のとおり、須坂市側から来ますと、下松川橋を渡り終えると右にカーブをしております。これは建設当時の用地の制約から、現在のような形状になったものと思われ

ます。須坂建設事務所が管理していたころは、カーブを曲がり切れず、ガードレールに接触したり、道路下の民家に車が突っ込む事故が起きていました。このような状況が見受けられておりましたが、下松川橋を含めた道路の改良は困難であり、道路機能の見直しで県の幹線道路として管理するのが不向きな道路と判断し、上信越自動車道建設にあわせて整備した側道を県道村山小布施停車場線として振りかえ、平成9年12月に町へ払い下げております。

幸いにも、払い下げ以降は交通量も減少し、大きな事故は発生をしております。議員ご指摘のとおり、改修を行う場合には、用地も含め、大がかりな計画となります。本箇所には、既にカーブ手前に右方向へのカーブを知らせる標識が設置されていますが、もう少し手前から分かるようにすることも必要かと思えます。まずは、これら注意を促す看板の設置などで安全対策を図ってまいりたいと考えております。

なお、改修計画の策定につきましては、下松川橋手前で交差する2本の道路の交差点部分もあわせて検討する必要があると思っております。将来の下松川橋の架け替えとあわせて検討したいと考えております。

2点目のフルーツセンターからの道路の下松川橋手前の部分が、凍結時に大型車やマイカーも上れないとのご指摘です。

皆さんご承知のとおり、平成4年にスパイクタイヤが禁止となったことから、町では平成5年から凍結防止剤の散布を実施をしています。ご質問の箇所につきましては、砂ポストを

設置するとともに、登坂部への凍結防止剤散布を行っており、大型車やマイカーが上れなかったとの苦情は役場には寄せられていませんが、引き続き砂ポストの適切な管理と、状況に応じた凍結防止剤の散布を行ってまいります。

3点目の栗ガ丘団地からの接続、交差点部分への一時停止標識、いわゆる「止まれ」の標識の設置についてです。「止まれ」の規制標識設置は、公安委員会の管轄となりますので、須坂警察署交通課へ相談、設置要望等をしてまいります。また、改修工事につきましては、1点目のご質問でお答えしましたように、交差する道路を含め将来の下松川橋の架け替えとあわせて検討をしたいと考えております。

4点目の橋の中央部が高く、先ほどありましたようにアーチ状になっており、前方の見通しが悪いとのご指摘です。

下松川橋は昭和40年代に建設された橋で、当時、はやりの橋梁の形状となっています。近くでは、須坂市の八木沢川や百々川に同じ形状の橋がかけられています。また、歩道は幅が75センチほどで、車道より20センチ高いマウントアップとなっており、歩行者専用となっています。ちなみに欄干の高さは現状ではかりましたら、そこから90センチという高さとなっていました。

当時のはやりとはいえ、建設から50年近く経過しており、経年劣化も見られますが、早目の修繕を行うことにより、まだまだ使用ができる橋梁です。本年度策定予定の橋梁長寿命化修繕計画においても、点検、修繕を行い、長寿命化を図ることを前提としております。喫緊での大規模での改修予定はありませんが、将来、下松川橋を架け替える際には、本道路供用の利用状況や道路機能の位置づけの検討、また隣接する須坂市との取り付け部分の調整などが必要となってまいります。それまでの間は利用者の安全確保のためのソフト対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） 下松川橋が町に払い下げになったということは、大変恥ずかしい話で、私も全く認識がございませんでした。多分、管理は県だろうと思って何とかしろと言おうと思っていたんですが、町であれば、余り強いことも言えなくなってしまって、苦しくなってきたんですが、そうはいつでも、今の答弁全体を聞いていきますと、最終的には、下松川橋の将来架け替えのときに合わせて検討していきたいということが2つ、3つありまして、じゃ最後にその橋の質問のところでは、まだまだ大丈夫だということになれば、一体いつにな

るんだと。40年先、50年先の話なのかということだろうと思います。その辺について、仮にそうなったとして、あの橋を架け替えなければいけなくなったときに、どうしようとしているのかという、構想というのは全く今はないわけですね。周りの地権者等、いろいろあるわけでありますから。制約があるわけですから。では、あの橋が本当に使えなくなったときにどうしようとしているのかというのは、やはり構想としてしっかり持つべきだろうと私は思うのです。そのときに、この取り付け道路はこうしようとか、そこまであって、初めて先に進んでいくのだらうと思います。ぜひ、その辺のところについて考えていただきたいと思うのであります。

もう一つは、大島地区のことをいえば、東側のあの踏切のところは、やはり第4種の踏切が近くにあるということで、それが地元でどうするかということを決めない限り、あそこところは拡張できないということで、こここのところも全く前へ進んでいかない。それで、西側の方もこんなふうな形で危険なまま放っておいて、それで本当にいいのかというのが一つあると思うんですね。したがって、この辺については、将来、本当にお金をかけてやらなければいけないときが来るわけですから、そのときにどうしようかというのは、橋だけではなくて、その取り付け道路も含めて、構想はみんな今から練るというふうなことをぜひやっていただきたい。それが一つ、どのように考えておられるか。

それから、もう一つは、小さな今の栗ガ丘団地から来るところでございしますが、この辺について、やはりこんな小さな問題というか、何とか地権者あわせてやれば、少しは何とか改良できそうな部分についても、その下松川橋の架け替えとあわせて検討しなければという、そのことについて、ちょっと私は納得は出来兼ねます。この辺について、もう少し具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 1点目の再質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、将来に向けて架け替えをする場合の構想というのは持っていなければいけないというふうには考えております。これにつきましても、今年度、長寿命化の計画策定等を行いますので、今後、何年か修繕することによって維持できるかという年数的なものも出てくるかと思っておりますので、それとあわせまして将来その耐用年数が過ぎた場合に、どういう交差点部分、橋のどこを修繕するかというようなことも含めまして、将来構想もあわせて策定をしていくべきというふうと考えております。

2点目の栗ガ丘団地からの交差点部分につきましても、やはり地権者の関係、また広げる

ことによりまして、中間部分への車の流入の増える心配等もございますので、それらも含めまして、地元の方の御意見をいただく中で対応していきたいと考えております。

具体的にことしできるかどうかというところまでは、状況によりますので、まずは地元の方のご意見も伺う中で対応策というものを組み上げていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林 茂議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、大島孝司議員。

〔12番 大島孝司君登壇〕

○12番（大島孝司君） おはようございます。

通告に基づき順次質問をいたします。

小布施町の人口は現在1万1,000人ですが、国立社会保障・人口問題研究所では、2040年には小布施町の人口は7,800人になると推計しています。また、小布施町まち・ひと・しごと・創生総合戦略人口ビジョンでは、人口増加策を行うことにより、2040年に9,200人になるよう人口減少を抑えるとあります。しかし、2040年には、人口増加策を行った人口ビジョンにおいても、生産年齢人口は現在55%のものが49%まで減少し、老年人口は現在33%のものが36%まで増加します。

町の財政状況を考えると、歳入については、生産年齢人口の減少に伴う町民税の減少、土地の下落に伴う固定資産税の減少と一般財源総額の大幅な増加は期待できません。歳出については、高齢化に伴う保険医療費などの扶助費や公共施設の管理運営などに必要な物件費が増加しており、財政状況の悪化が見込まれる状況であります。

小布施町公共施設等総合管理計画では、建物施設を全て更新する場合、40年間で260億円が必要となり、1年当たりに換算すると、毎年6億5,000万の経費が必要となり、インフラ施設を全て更新する場合、40年間で250億円が必要となり、1年当たりに換算すると毎年6億2,000万の経費が必要となり、建物施設とインフラ施設を合計すると、40年間で510億円が必要となり、1年当たりに換算すると、毎年12億7,000万の経費が必要になるとあります。

平成30年度予算額を見ますと、一般会計44億円、一般会計と特別会計の合計額は会計間の

繰り入れ、繰り出しを除いた正味の総額が72億円であります。年間予算総額72億円、一般会計予算44億円の中から、公共施設の維持だけに12億7,000万を出すというのは無理がありません。

そこで、全ての施設を現状のまま維持するのではなく、施設の統合、廃止、規模の適正化、民営化、長寿命化などを検討し、コストの削減に取り組むとあります。

このような財政状況の中、持続可能な小布施町とするためには、計画的な財政健全化を進める取り組みが必要と考えます。

そこで、以下の項目について質問いたします。

まずは、歳出についてですが、1点目として、ラスパイレス指数について伺います。

平成23年6月会議でも一般質問をさせていただきましたが、ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の本給と国の行政職俸給表の適用職員の本給等、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対応させ、比較し、算出したもので、国を100としたものであります。

平成28年4月1日のものでは、全国市町村平均が99.3であり、長野県市町村平均はそれを下回り97.5でありました。小布施町は、それをさらに大きく下回り、92.1でありました。近隣市町村と比較しますと、長野市100.2、須坂市98.6、中野市96.7、山ノ内町94.0、高山村93.8となっております。小布施町は近隣市町村の中でも最下位であります。

他市町村と比較して、ラスパイレス指数が低いということは、勤労意欲を減退させてしまう要因ともなります。このラスパイレス指数を高めて、勤労意欲を上げ、さらに資質と意識を向上させ、効率化を推進することにより、職員数を削減することはできないか、伺います。

ちなみに昭和49年には、全国市町村の平均が110.6でありました。地方公務員の方が国家公務員より10.6ポイント高いというような時期もありました。こういった状況なら、勤労意欲は上がるものと思われれます。

2点目として、全ての事業の必要性、有効性、効率性などについて、検証、分析は十分に行っているか伺います。最少の経費で最大の効果を上げられるよう事業の見直しが必要ではないかと思えます。

3点目として、既存事業の廃止や縮小は十分に検討しているか伺います。今後は、身を切る改革も必要ではないかと思えます。

4点目として、補助金について、その積算根拠、効果、課題等を評価して、常に見直しを行っているか伺います。

5点目として、当町の場合、至るところで借地料が計上されていますが、土地価格下落の中、定期的に見直しを行っているのか、ここ数年の間、契約金額の見直しの状況はどのようになっているのか、また、お返しできる土地はないのか伺います。

次に、歳入についてです。

6点目として、新たな歳入創出と財源の確保については、どのように検討しているのか伺います。新たな歳入創出と財源の確保として、ネーミングライツ、施設命名権やホームページバナー広告収入、公募による公共施設への自動販売機の設置、モニター広告、デジタルサイネージ等々いろいろと考えられます。

一例として、大阪府豊中市では、平成24年に策定した歳入確保に係る基本方針の中で、「これまでに取り組んだ公募による自動販売機の設置は、相当の効果があつたと認められるので、自動販売機の設置が可能と考えられる市有施設には積極的に検討することとします。」とあります。また、千葉県松戸市の例では、モニター広告、デジタルサイネージを行っています。業者が窓口にモニターを設置して、市政情報や観光案内を放映する合間にCMを放映し、設置業者はCM料で運営、設置業者からの長期貸付料が収入となります。モニターの導入費用、維持費ともに業者が負担するため、市の財政負担はないという事例もあります。

また、近いところで、長野市、千曲市など多くの自治体のホームページでは、ホームページバナー広告の募集をしていて、1枠月額幾らという掲載料を明示して、積極的にバナー広告の募集を行っています。

長野市の例を見ると、長野市広告掲載取扱要綱、広告掲載基準、長野市ホームページ広告掲載実施要綱、長野市ホームページ広告掲載仕様書等、細部にわたって基準を設け、実施しています。

また、近年、多くの自治体で実施している公共施設のネーミングライツ、命名権というような方法もあります。近いところでは、この5月25日に発表された千曲市でのバスケットボール、信州ブレイブウォリアーズのホームアリーナとなる体育館について、年200万以上の命名権でネーミングライツ制度を導入するとのこととあります。

また、長野県庁が平成25年4月から壁貸し制度を導入し、県庁や北信運輸免許センターの壁面の有料広告を行っているというような事例もあります。

このほかにも、新たな歳入創出と財源確保の方法はいろいろとありますが、当町はどのように検討しているのか見解を伺います。

7点目として、公共施設の使用料については、受益と負担の公平性の観点から見直しを図

るべきであると考えますが、使用料の定期的な見直しは行っているのか伺います。

また、公共施設の目的外使用と貸し付けについて、平成18年の地方自治法の改正により、公共施設の床面積、または敷地に余裕がある場合に貸し付けができるようになっていました。これにより一時的な使用を前提とした制度である公共施設の目的外使用に加え、長期安定的に1年を超えて公共施設の一部を貸し付けることが可能となりましたが、どうお考えでしょうか。

また、長野県で行っている普通財産の貸付制度では、県及び市町村の遊休施設や空きスペースの情報を共有し、地域振興などの観点から、市町村と共同で有効に活用する仕組みを構築しているところであるということでもあります。

北信地区で掲載している市町村は、長野市、須坂市、中野市、飯山市、坂城町、飯綱町であり、小布施町は掲載されておられません。普通財産の貸付制度については、どのような見解か伺います。

8点目として町有地の有効活用、売却、駐車場の有料化等は十分に検討されているのか伺います。例えば赤線の民間への売却はどうか。また、町中は公営、民営の有料駐車場が数多くありますが、郊外にはありません。一例として、ハイウエーオアシス等の駐車場を有料化できないか伺います。

9点目として、ふるさと納税について伺います。

小布施町平成30年度予算では、前年度比8,000万円増、66.7%増の2億円を見込んでいますが、東京23区を見ると、平成30年度はふるさと納税制度により23区の住民税312億円が他の市町村へ流出すると見込んでいます。23区にとっては切実な問題であると思います。このふるさと納税は、今後長期的に見て、時限的なもので廃止があるのか、また小布施ふるさと納税の総額について長期的に見て、どのように推定しているのか伺います。

次に、公共施設等総合管理計画についてであります。

10点目として、昨年3月に作成され1年3カ月が経過しましたが、公共施設等総合管理計画に沿った実施状況はどのように進んでいるのか、スピード感のある取り組みがされているのか、また縮減目標を設定したのか伺います。

ちなみに長野市は、公共施設は今後20年間で20%の延べ床面積の縮減を目標に掲げ、現況の公共施設をそのまま維持した場合と比較して、1年当たり55億円の経費削減を想定しています。また、この5月に視察に行った富士市でも、今後30年間で公共施設の延べ床面積を20%削減する目標を設定しております。

11点目として、公共施設等管理検討委員会の開催状況と課題は何か。また、充実された運営がされているのか伺います。

12点目として、1年3カ月が経過した現在、個別実施計画は公共建物、インフラについて、作成済み、作成中、今後作成予定と、それぞれ何件か伺います。

13点目として、昨年9月会議でも一般質問しましたが、ハイウェイミュージアムをスポーツコミュニティセンターとして民間に指定管理をした結果、一般財源から1,800万円歳出していたものが、28年度決算では190万円となり、民間への指定管理により一般財源の歳出削減に大きな効果がありました。このように公共施設の民営化、民間委託化の推進について、今後具体的にどのように進めていくのか伺います。

最後に、まとめとして、14点目として、町の行財政改革を見える化する必要があると考えます。計画的な財政健全化を進めるために、(仮称)小布施町財政健全化推進プラン、(仮称)小布施町行財政改革大綱等を作成すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長(関 悦子君) 中條総務課課長補佐。

[総務課長補佐 中條明則君登壇]

○総務課長補佐(中條明則君) おはようございます。

それでは、私のほうから大島議員の質問に答弁をさせていただきます。

まず、最初に、給与水準を示すラスパイレス指数を高め、資質と意識を向上させ、効率化を推進することにより職員数を削減することはできないかというご質問でございます。

小布施町の職員数は、平成30年4月1日現在で99名であり、条例で定める定数は教育委員会等も含めた総数で118名以内であり、19名少ない状況です。

ラスパイレス指数につきましては、平成29年4月1日現在で92.9となっており、類似団体平均では95.5、全国町村平均では96.4となっており、低い水準となっています。

また、人口規模や産業構造が類似している町村の人口1万人当たりの職員数、これは普通会計になりますが、この統計を見ると、小布施町は80.10人であり、全国38団体中6位と依然職員数は少ない状況にあります。ちなみに、この類似団体に属している飯綱町は107.35人で19位、山ノ内町は111.76人で21位です。

なお、全国38団体の平均職員数、これも普通会計になりますが、132.5人であり、小布施町は89人、これも普通会計の数字です。平均に比べ43.5人ほど少ない状況にあります。

議員ご提案のとおり、厳しい財政状況を乗り切るため、一旦給与水準を高めてラスパイレス指数を上げ、資質と意識の高い職員を育て、職員数を減少させる少数精鋭で業務に当たる

こととのご提案であります。現状の職員数が全国的に見てもかなり少なく、さらなる職員数の減少によって仕事量がふえ、これにより住民サービスの低下も懸念されます。

それから、次の質問ですが、2番目の質問です。全ての事業の必要性、有効性、効率性などについて、検証・分析は十分行っているか。最少の経費で最大の効果が上げられるよう事業の見直しが必要ではないか。

それから、3番目の質問です。既存事業の廃止や縮小は十分に検討しているか。今後は身を切る改革も必要ではないか。

それから、4番目ですが、補助金については、その積算根拠、効果、課題等を評価して、常に見直しを行っているか。

それから5番目ですが、当町の場合、至るところで借地料が計上されているが、土地価格下落の中、定期的に見直しを行っているのか。ここ数年の間、契約金額見直しの状況はどうなっているのかということで、2番目から5番目、行財政改革の歳出関係の質問について、まとめて答弁させていただきます。

町では、これまで義務的経費である公債費や人件費の圧縮に努めた結果、財政健全化に一定の結果が出ていると考えていますが、少子高齢化などによる扶助費を初めとする社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策等に係る歳出は増加します。

一方で、人口減少による歳入減少が見込まれるため、定住人口増加施策を積極的に展開し、税収の確保を図るとともに、事業費の効率的な執行に努め、経常経費の一層の抑制に取り組む必要があります。

全ての事務事業の見直しが必要ではないかのご質問についてですが、必要性、妥当性、有効性、公平性、効率性、優先性などについては予算策定時に検討を行い、次年度以降の事務事業に反映させてきておりますが、議員ご指摘のとおり、計画的な財政健全化の中で改めてその必要性を感じております。

既存事業の廃止や縮小について、十分に検討できているかについては、現在の事務事業は小布施町の今、あるいは将来にとって必要なものと考えております。もちろん見直しを進める中で、廃止、縮小というケースも出てくると思います。基本的には事務事業の連携、生産性の向上という視点から見直しを行ってまいりたいと思います。

今後は身を切る改革も必要ではないかのご指摘については、事務事業の見直し等ともあわせて、本年度設置します行政改革推進委員会の中で議論を重ねていき、町民の皆さんからもご意見をお伺いしながら検討をしてまいります。

次に、補助金や負担金の見直しですが、公共と民間、町と住民の役割分担を踏まえ、全ての補助金について、その必要性、公益性、緊急性などについて検証し、見直しを行っていきます。負担金についても、慣例的、横並び的に加入してきた団体等への負担金については、その必要性を見直すなど検証と評価を行ってまいります。

次に、借地料の関係です。この関係については、畔上代表監査委員から決算審査、定期監査の折に、指摘事項としてご意見をいただいております。現在、町として統一的な基準は設けておりませんが、契約更新時に貸し主と交渉している状況です。できるだけ金額を下げるよう見直しを検討し、貸し主と交渉し、借地料を下げて契約しているケースもございます。この点につきましても、行政改革推進委員会にお諮りし、統一的な基準を設けていきます。

それから、次の質問ですが6番目、新たな歳入創出と財源の確保についてどのように検討しているのか、それから、公共施設の使用料について、受益と負担の公平性の観点から見直しを図るべきと考えるが、定期的な見直しは行っているのか。

それから、8番目ですが、町有地の有効活用、売却、駐車場の有料化等は十分に検討されているのか。

それから、9番目ですが、ふるさと納税は、今後長期的に見て廃止について、金額についてどのように推定しているのかということで、6番から9番目ですが、行財政改革の歳入関係の質問について、まとめて答弁させていただきます。

現在のところ、町税収入は、歳入全体の約20%ですが、税負担の公平を期するとともに、自主財源の確保のため、より一層課税客体の把握に努め、滞納の解消に向け努力をしております。

また、歳入が少なく維持管理経費だけがかかっていた公共施設から、歳入を生む公共施設へ転換していきます。指定管理制度や民間委託などの手法により、公共施設の歳入歳出の比率を逆転させ、稼ぐことができる公共施設をふやすという考え方から、新たな歳入創出を図ります。

次に、使用料の見直しについてです。公共施設と使用料については、管理運営経費の削減や施設の利便性の向上に努めるとともに、管理運営経費に対する需要者の負担割合の検証、減免規定の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。今までも消費税関連で見直しを行ってきたことはありますが、定期的な見直しについては行っておりません。先ほど述べました歳入創出、財源確保の観点からも、使用料の見直しについても検討してまいります。

次に、町有地の有効活用についてです。町が所有する空き地等については、定住促進等を

進めるため売却し、歳入を確保していきます。また駐車場の有料化については、役場や美術館などの駐車場は難しいと考えております。小布施総合公園の駐車場については、都市公園、道の駅としての縛りがありますので、公園利用者からは駐車料金をいただくことはできませんが、以前より公園利用者以外の駐車が目立ち、それらの駐車車両の対応に取り組んできています。取り組みとしては、駐車場の一部を夜間閉鎖したり、長期駐車車両の調査、指導、また集合場所として利用している旅行会社へ、小布施総合公園駐車場へのバス利用者の駐車自粛指導の徹底についてのお願いの文書の配付などを行ってききましたが、根本的な改善にはなっていない現状です。公園利用者以外の駐車については、その利用状況を的確に把握し、料金の徴収等についても検討していきます。

次に、ふるさと納税についてです。ふるさと納税は、生まれ故郷の応援したい都道府県、市町村に寄附すると税制上の控除が受けられる制度で、人口の都市圏への集中に伴い、税金も首都圏に集中するため、地方に循環する仕組みとして平成20年度から始まりました。その後、寄附をいただいた方に対し、ささやかなお礼の品をお送りする自治体がふえる中、地場産業の振興と財源を確保するために、返礼品の充実や高額な返礼品を送る自治体が増え、いわゆる返礼品合戦になっています。

小布施町においても返礼品を、充実したふるさと納税を平成27年度から始めておりますが、議会からの附帯決議の内容を尊重する中で、多くの皆さんの応援と寄附金をいただいております。

総務省も高額な返礼品を、換金性の高い返礼品の送付、地場産業と関係のない品物を送ることがないように、さらには寄附金の使途、用途を明確にするなどの通知を出していますが、全ての自治体で守られているとは言いがたい状況です。そのような中、ふるさと納税の制度自体を問題視する意見も出されています。寄附金税額控除の制度自体が廃止されることはないと考えていますが、ふるさと納税の仕組みについては、見直されることがあるかもしれないと考えております。

寄附金額の推定につきましては、前年度実績を勘案し、返礼品の主流である農産物の確保量の見込みなども考慮しながら、寄附見込み額を予算計上しています。多くの小布施ファンの皆様からご寄附をいただくことは大変ありがたいことではありますが、他市町村の税金が振りかわっているわけですから、ふるさと納税の趣旨に沿って、寄附金の使い道を明確にすることにより、適正な事業運営を心がけてまいります。

その次の質問です。公共施設等総合管理計画に沿った実施状況はどのように進んでいるの

か、スピード感のある取り組みがなされているのか。

それから、11番目ですが、公共施設等管理検討委員会の開催状況と課題は。充実した運営がなされているのか。

それから、12番目ですが、1年3カ月が経過した現在、個別施設計画は公共建物、インフラについて作成済み、作成中、今後作成予定と、それぞれ何件か。

それから、13番目の質問ですが、公共施設の民営化、民間委託化の推進について、今後具体的にどのように進めていくのか。

それから、最後の質問ですが、町の行財政計画を「見える化」する必要があると考える。計画的な健全財政化を推進するために（仮称）小布施町財政健全化推進プラン、（仮称）小布施町行財政改革大綱等を作成すべきと考えますが、見解を問うということでございます。

10番から14番、公共施設等総合管理計画から行財政改革の見える化までの質問について、まとめて答弁させていただきます。

まず、現在の取り組み状況です。各施設の管理状況を把握するために、施設管理の状況調査を各担当課に依頼している段階です。さらに、6月下旬ごろから公共施設の劣化診断を始めます。この調査は、まとめも含め7月末から8月上旬までかかります。施設管理の状況調査結果と劣化診断結果をもとに、公共施設等管理検討委員会の中で検討してまいります。議題は、施設自体の必要性や複合化、集約化、用途変更などについて、さまざまな視点から検討してまいります。

既存施設の有効利用を図るため、他の用途への転換を図ったり、民間での運営が可能な施設については、具体的な施設や方法は未定ですが、先ほど新たな歳入創出のところで申し上げましたとおり、歳入を生む公共施設への転換を目指し、積極的に民間への指定管理等を進めてまいります。

次に、計画の作成状況です。小布施町公営施設長寿命化計画は平成25年度に作成済み。それから、橋梁長寿命化計画は、平成25年度に作成済み。それから、橋梁長寿命化修繕計画は28年度の調査結果をもとに、今年度作成する予定です。それ以外の公共施設等については今年度に着手いたします。

個別施設計画は、今のところは文化系施設、社会教育系施設、スポーツ施設、学校教育施設、子育て支援施設、保健体育施設、行政系施設等、分野別にまとめた作成を考えています。8から10件の分類となる見込みです。

最後の（仮称）小布施町財政健全化推進プラン等を作成すべきかとの質問ですが、行財政

改革に見える化することは重要なことと考えます。町民生活の向上を見据え、健全な財政運営を進めるため（仮称）行政改革基本方針を作成し、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、意識の共有化を進めることで、この改革をより実効性の高いものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、1点目として、ラスパイレス指数についてであります。小布施町は近隣市町村の中で最下位であるという、この現状につきまして、これが低いということは、勤労意欲を減退させてしまうという、そういう要因にもなるのではないかと思ひ、この辺の現状についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

2点目として、事業の必要性、有効性、効率性、また廃止や縮小につきまして、その分析は十分に行っているのかというようなことでございますが、これにつきまして計画的に財政健全化を進めるためには、どのように検討しているのかお伺いいたします。

また、3点目としまして、借地料についてであります。ここ数年の間、実際の金額が下がったもの、何件のうち何件が見直され、その借地料が下がったのか、具体的な数字でお伺いいたします。

4点目といたしまして、新たな歳入創出と財源の確保についてであります。私の質問の中では5つの例を挙げて質問をいたしました。答弁の中では、具体的な方法が答弁にはなかったわけであり。抽象的な答弁でありましたが、具体的にはこの新たな歳入創出と財源の確保については具体的にどのようにお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

それから、5点目といたしまして、公共施設の貸付制度については、どのように検討されているのかお伺いいたします。

それから、6点目といたしまして、ふるさと納税についてであります。東京23区を見ますと、住民税312億円がこの30年度、他市町村へ流出するというようなこと。このふるさと納税というものが、今後、長期的に見て、時限的なもので廃止があるのか。また、小布施町のふるさと納税については、今後長期的に見て、どのように推定するのか見える化をしていただきたいと思ひますのですが、実際のグラフ等を使って、こんなふうには推定しているというようなものをつくっていただければと思ひます。

また、7点目といたしまして、公共施設等総合管理計画につきまして、この縮減目標は設

定したのか、何年で何%という設定をしたのか、この1年3カ月が経過した今、どのようにその目標が設定されたか、お伺いいたします。

それから、8点目といたしまして、個別実施計画につきまして、今後作成を考えていきますというような答弁でございました。作成済み、作成中の物件については、ゼロということなんでしょうか、全て今後作成予定ということなんでしょうか、お伺いいたします。

それから、9点目として、現状のままでは小布施町の財政は破綻してしまうという、そういう危機感を持っておられるのか、お伺いいたします。

以上、9点再質問をお願いします。

○議長（関 悦子君） 中條総務課課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと関連の係がまたぎますので、私のほうでお答えできるものについて、最初にお答えさせていただきます。

まず、事務事業の必要性見直し等について、どのように具体的に進めていくのかということにつきまして、これは行政改革推進委員会等を立ち上げるというところを先ほどお話ししたんですけれども、今、予算策定時にある程度各課のほうで事業効果の薄いものとか、もう事業目的の終わったものについては見直しを行っているということなんですけれども、やはり全体的に見た中で、例えばAという事業とBという事業をくっつけてCという事業にすれば、より効率が上がるのではないかと、そういうような複合的な視点、あるいはどう見てもこれについてはもう効果が上がっていないのではないかと、ということに思われるものについては、縮小、廃止をしていくというような、そういう基本的な考え方に立って作業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

それから、借地料については、全体的な計数については、ちょっと今ここでしょうと思っていないのであれなんです、実際、今後地権者とで交渉して下げていくものについては、総務の関係では2件、それから教育委員会のものでは1件ございます。なかなか、これも予算編成時に契約が更新を満了するものについては、それぞれ交渉をしてということでお願いしているわけなんですけれども、なかなか諸事情がございまして、実際には厳しい状況かなということもあるわけでございますが、実際、今申し上げたものについては、金額を下げて契約をしているということでございます。

それから、新たな歳入創出で具体的に議員のご質問にお答えをしていないというようなご指摘ですけれども、当然、これから私ども行政改革推進委員会等を立ち上げまして、その中

で検討していく中で、今、例えば町報の広告料なんかを上げますと、1 枠 1 万円というよう
なことでやっておるわけでございます。そういった考え方に基きまして、今議員ご提案い
ただいたものについても十分検討をさせていただきまして、今後、実施可能かどうか検討を
してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、公共施設の貸付制度については、そういう制度があるし、変わったということ
も承知はしておるんですが、今のところ、まだ具体的な検討はなされていない状況でござい
ます。ここにつきましては、そういうことも含めた中で検討していきたいというふうに考え
ておりますので、よろしく願いいたします。

それから、公共施設の関係ですが、縮減目標を立てたのかということでございますが、こ
の公共施設の管理計画のスケジュールにつきましては、去年の 9 月会議のときにお示しをさ
せていただいております。それで、30年度は公共施設の個別計画を原案を策定して、31年度
に町民の皆様からご意見をお聞きしながら完成をさせていきたいというスケジュールに沿い
まして、現在進めておるところでございます。したがって、まだ議員おっしゃる縮減目
標については設定していない状況です。

それから、次の質問ですが、今の個別実施計画、これからつくっていくのかということ
でございますが、すみません、ちょっと先ほどの答弁にもかかわってくるんですけども、こ
とし30年度に原案を作成し、31年度に町民の皆様のご意見等をお聞きしながら完成をさせ
ていきたいということでございますので、実際、今、縦割りで補助金等が来ているものにつ
いては、先ほどの公園とか長寿命化の関係については、もう作成予定、作成済みでござい
ますけれども、残りのものについては、今年度からスタートしていくということでご了承を
いただきたいと思っております。

それから、最後の財政の危機感を持っているかということでございますが、これにつ
いては、毎年私ども予算編成を進める中で、当然そういうことを思っておるわけござい
ます。そのために既存事業の見直し等、あるいは補助金の見直し等々を各課にお願いを
して、その中でもんで予算編成をしているわけでございます。そういった意味では、私
どもも非常に財政状況については認識をしておるということで、よろしく願いいた
します。

以上です。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 先ほどの一番真っ先のラスの関係の点についてお答えを
したいと思います。

その1点を捉えますと、決して望むところではございません。ラスパイレス指数がここまで低いということは、現状余り好ましいことだというふうには考えておりません。ただ、今まで、いわゆる先ほどの質問の中でも身を切るというなお言葉が使われたかと思うんですが、そういう意味では、かなりの意味で身を切る改革といいますか、そういうものを平成16年当時から進めてきているという経過がございます。逆にいえば、他の一般的な国家公務員から比べれば、既にもう身を切っているというような状況が続いているということでもあります。

また、いわゆる役職につきましても、かなり低く絞った中でやっているという中で、それがやはりラスに反映しているんだということでもあります。総合的に見て、これからやはり非常に厳しい財政状況を迎える中で、一方では高齢者の扶助費等がふえてくるようなもの、それから議員もおっしゃいます、個別のそれぞれ施設の修繕の状況が増えてくる等々のいろいろな歳出の増が見込まれる中で、これからもその歳出を削減していかなければならないといったときに、やはり総合的なものを加味した上で、現状好ましくはないんですけれども、やはりそういった面も十分に検討しなければならないんだなというふうに捉えております。

ちょっとお答えになっているかどうか、余りいい答弁とは私自身も思えないんですが、両方の方面を向いて、実は進めていかなければならないという状況がありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） ふるさと納税の関係について、私のほうから再質問の答弁をさせていただきます。

長期的な展望についてということなんですけれども、ふるさと納税の制度につきましては、もともと地方公共団体への寄附というのが制度の根幹にございまして、その寄附につきまして控除額が引き上げられたり、返礼品を送る市町村が出てきているということでございますので、地方公共団体の寄附というその根幹の制度自体は変わることはないとは思っていますが、ふるさと納税に係る控除の今の増えている部分がもとの控除額に戻ったりとか、返礼品についての見直しというものが行われる可能性はあるということは考えております。

また、グラフ等をつくって比較したらどうかということですが、こちらにつきましては、内部資料とはなりますが、平成29年度で昨年度の目標額と実績額、また本年度の目標額については、月ごとのいわゆる棒グラフの状態ではつくってございまして、そういったものをつくりながら、ふるさと納税の今後について検討をさせていただいております。

また、先ほど答弁させていただいている5点目の公共施設の貸し付けの関係なんですけれども、具体的な検討については先ほど答弁申し上げたとおり、これからということになるんですが、一例だけ申し上げますと、企業誘致をしておりますサテライトオフィス、この施設につきましても、もともと行政財産であったわけなんですけれども、議員ご指摘のとおり、行政財産一部を貸し付けることはできるんですが、全体を貸し付けることができない中で、普通財産に用途を変更しまして、普通財産としての貸し付けを行ってございます。ただ、現状、企業誘致する助成金もこちらのほうからお支払いしていますので、貸付料と助成金がほぼ同額となっております。しかし、そこに発生しております水光熱費、通信費、建物の保険料等は使用者が負担をしておりますので、今まで行政が負担していた経費を使用いただく方に負担いただくということで、直接的な歳入の増にはなっておりませんが、歳出が減少する中で財政の健全化に寄与する一つの一例にはなっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、1点目として、ラスパイレス指数についての答弁がございましたが、近隣市町村の中で最下位に今、小布施町が位置しているという、こういう中で、勤労意欲という、そういう観点から見てどのようにお考えか。勤労意欲を上げるには、どのようなふうにすればいいかというような観点からお伺いいたします。

それから、2点目として、この借地料に関してであります。ただいまの答弁ですと、3件と1件、合計4件が下がっているということでもあります。全体の件数から見ると、この4という数字が低いのではないかと思います。もう少しこの4件をさらに増やしていくご努力をしていただければと思いますが、その辺につきましても再度質問いたします。

それから、3点目といたしまして、新たな歳入創出と財源の確保について再答弁ございましたが、なかなか具体的な答弁いただけないわけなんですけれども、本当に深く検討されているかどうかというのを、もう一度再確認の質問をいたします。

それから、4点目といたしまして、普通財産の貸し付けにつきましても、ただいま一部はいいが全体はだめだというような答弁がございましたが、全体を貸してもいいような改革をされていると思うんですが、それにつきましても、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、5点目といたしまして、この公共施設等総合管理計画についてであります。まだこの1年3カ月が経過した今、縮減目標が設定されていないということでもあります。な

ぜ縮減目標を設定しないのか、1年3カ月も放っておくのか、スピード感のある取り組みがされていない感があるわけでありますけれども、それにつきまして、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、6点目といたしまして、今の現状のままこの小布施町がいきますと、財政が破綻してしまうという、その危機感があるのかという質問に対しましてでありますけれども、ただいまのご答弁を聞いていますと、この公共施設等総合管理計画、でき上がって1年3カ月経つ中で、この進行状況を見ていますと。その危機感を感じられないわけでありますが、この辺につきまして、もう一度、再度答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 先ほどの勤労意欲、ラスパイレスが近隣の市町村の中で低いということについて、勤労意欲はどうだということであります。もちろん、その点1点を見れば、勤労意欲低くなるという答えになると思います。

ただ、この勤労意欲なんです、非常にいろいろな要素があると思います。私ども職員の健康管理の中で行っておりますストレスチェックの結果を見たりするわけなんですけれども、その中で非常に職員の勤労意欲につながるもの、あるいは逆に、勤労意欲から離れていってしまうものというような捉え方をすることができる項目がありまして、非常にストレスがあるというところについては、さまざまな要因が上げられております。そういったものも含めて、勤労意欲にはなっているということだというふうに私は認識しております。

やはり、これは全体的に職員がお互いに職員同士手を取り合って、今は苦しいかもしれないけれども、こういう目標に向かっていくというような中で、やはり勤労意欲というものが醸成されていくのであるというふうに考えておりまして、全てその1点につながるわけではありませんけれども、そういった観点で見ることができるという一つの見方だと思います。

もちろん、繰り返しになりますが、ラスが低いということについては、それを見れば、議員おっしゃるとおりだというふうに感じております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） すみません、先ほどの答弁でちょっと正確にお伝えすることができなかつたのかなと思って反省しておりますが、行政財産につきましては、その全てを施設ごと貸し付けることができないということでございまして、こちらは先ほど議員さんご指摘のとおり、行政財産のうち一部使われていない部分があればお貸しすることができると

いうことで、制度が変わっております。

そういった中で、普通財産にすることによって、その施設を全部お貸しすることができますので、サテライトオフィスについては、もともと行政財産だったものを普通財産に用途替えをしまして、普通財産として施設丸ごとお貸しをしているということでございますので、施設ごとにその用途を確認しまして、行政財産の中で使われていない部分があれば、それはお貸しすることができますし、施設自体にこの行政目的がなくなり、普通財産として管理したほうがいい施設につきましては、普通財産に用途替えをして全てを貸し付けるということをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、残りの再々質問についてお答えいたします。

まず、すみません、新たな歳入創出の項目の関係でございますけれども、深く検討をしていないんじゃないかというようなご指摘でございますけれども、これにつきましても行政改革推進委員会等を立ち上げた中で、当然私どももそこにお諮りをして、実施可能なものかどうか、小布施町としてふさわしいものかどうかという、あるいはまたふさわしいものがほかにあるかどうかというようなことも、当然そういうものも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、公共施設のなぜ1年3カ月も経って縮減目標を立てていないんだというようなご指摘でございますけれども、これも若干私、去年の9月会議のときにご説明したような記憶が残っているんですけれども、小布施町におきましては、要はほかの市町村と違って住民の皆さんと協働でまちづくりをしてきたという経過がございますので、行政のほうから一方的に縮減目標をお示しするというのは、ちょっと余りふさわしくないのではないかなというふうに、そのときお答えしたと思うんですけれども、当然この30年度で、公共施設等の管理委員会を開いて、個別施設計画を策定する中で、そういう縮減目標等、当然必要だよということで作成目標を定めていくという、この経過はあるかとは思いますが、現時点では、ちょっと策定を定めていないということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、1年3カ月も経って、公共施設の個別施設計画がつくれていないので、本当に財政の危機感を持っているのかというようなご指摘ですけれども、町の財政は、公共施設の関係だけではなくて、例えば起債制限費ですとか、いろいろ財政を示す指数があるわけですね。そういうものについて、私どもは、この施設がこれであれば健全化が図れていると。あ

るいは、これが高いから健全化を目指していこうというような形で進めておりました、それで公共施設を個別施設計画におきましては、あくまでも今後幾らかかるよとか、あるいはこの施設をどうするかという、今後の方針を示す大きな一つの指針となるものというふうに理解しておりました、それをつくるためには、やはり町民の皆さんのご協力がぜひ必要だなというふうに考えております。

したがいまして、確かに議員おっしゃるように、1年3カ月何をやっていたんだというようなことも、ご指摘もあるわけでございますけれども、私どもとしては当然スケジュールに沿って進めていきたいというふうに考えておりますし、当然、公共施設のこの計画とは別に、財政状況というものについても、常に注視をしまいいっておるつもりでおりますので、その辺のご理解をよろしくお願いいたします。

それから、借地料につきましては、先ほど何件か交渉して下げた件数を申し上げておるところでございますが、なかなかこれ、相手もいることですので、厳しいかなというところはあるんですけれども、ただ、それは契約更新時においては、必ずコンタクトを取りまして、お話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。またもう一つ、行政改革推進委員会の中で、町のある程度の借地料の基準というものも定めてまいりますので、今後はそれが定まれば、各課ともそういうものに目標に向かって下げていくということがやりやすい環境にはなるというふうに思いますので、今後、そのような形で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関 悦子君） 続いて、8番、小林一広議員。

〔8番 小林一広君登壇〕

○8番（小林一広君） 通告に基づきまして、2つ質問させていただきます。

昨年3月では、防犯、景観、非常時ということで、ソーラー電灯の質問をさせていただきましたけれども、今回は非常時ということに絞って質問させていただくわけですが、27自治会の公会堂の耐震補強工事が全て完了しまして、第1避難所としての存在は小布施町住民に

とって、非常に安心できるすばらしい事業であったなと思っております。

しかし、いろいろな災害状況が想定される中で、果たしてその役目が十分なのかということにちょっと疑問を持っております。断水に対しては給水車で対応、また電話回線の不通に関しては、今は携帯電話の普及があります。また、公共交通網の普及に関しては、おのこの移動対策の自家用車等ございます。道路の破損に対しては、こればかりは地元行政、また国の対策が当然必要かと思えます。

しかし、災害におきましては、当然停電ということが想定されます。そういった中で停電に関して、地元の大手電力会社となると中電さんですけれども、緊急の連絡をして対策してもらうのは当然ですけれども、これが仮に夜中であった場合には、その明かりの確保はどうするのかという不安が常に残ります。

そういった中で、ソーラー発電、ソーラー電灯の街灯の有効性の再認識をしていただきたいなと思って質問するんですけれども、これは今回、長野電力株式会社ができるということで、その中で公共施設には太陽光発電の貸し出しとか、普及を図っていくというようなことも盛り込まれておりますけれども、一時にはそれは多分できないというのは認識しております。それはおいおい当然やっていただくべきであります。

その中で、公会堂の第1避難所への避難をする際、これは夜中を想定するわけですけれども、停電された場合には、実際、求める明かりがないという現状になります。そういったときに、やはり皆さんが安心できる一つの方法として、ソーラー街灯、ソーラー電灯は必要ではないかということがございます。その点についてご答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 中條課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、小林一広議員の質問に答弁させていただきます。

まず、各公会堂へのソーラー電灯の設置についてということでございます。

熊本地震で被災した益城町にお話をお伺いしたところ、発災時には、懐中電灯など手持ちの照明で対応することになった。次に、比較的早く国や県の照明車が派遣されてくるということでもございました。次には、ライオンズクラブなどから自立式のソーラー照明機器の提供があるとのことであります。これは避難所として使用される施設の公共用のトイレや給水所に照明が必要であり、また、防犯上の理由からも必要であるからだというお話でした。ちなみに4月14日に前震、16日に本震、19日に停電が開始をしています。前震からは5日、本震

からは3日かかっています。停電が開始をしても、こういった避難所に照明車が必要であったとのことであります。

第1避難所の大きな役割は、自治会皆さんの安否を確認することが大きな役割です。その上で、大きな地震では、収容する可能な人数の少ない公会堂ではなく、第1避難所に収容し切れない皆さんに対し、第2避難所への避難が求められます。

外の照明が必要となってくるとすれば、まずは第2避難所ということになってまいります。

小林一広議員には、平成29年3月会議で、夜間の歩行の安全は守られているのかという、街灯について一般質問をいただきました。この質問でもありましたように、自然電力の利用という面では、現在、再生可能エネルギーによる発電、売電を行う新会社を小布施町で設立するという計画があります。この新会社は、公共施設を中心に太陽光パネルの無料設置を行い、発電、売電を行いつつ、設置施設の電気料金の削減と使用電力を再生可能エネルギーに転換する事業を行う予定と説明を受けています。

この事業の中で、議員ご提案の街灯を設置できるかを検討していただくことも可能かと考えております。

現在、公会堂に街灯をつけている自治会は7自治会です。全自治会が設置している状況ではございません。このような状況を踏まえ、新会社の取り組みのご提案を含め、災害現場の情報を収集し、街灯の必要性を十分検証しながら、災害時の電気の使い方などの電力問題についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 8番、小林一広議員。

○8番（小林一広君） 今ご答弁いただきましたけれども、第1避難所よりも第2避難所のほうを考えるべきではないかということでございます。だったら、すぐ考えていただきたいなと思います。

それと、やはり新しく今度電力会社が小布施にできるわけですけれども、当然3月の予算で小布施町も100万円、ここで出資しています。そういったところに期待をするというのは当然だと思います。期待をするのであれば、やはり早く対応していただくということも当然ですし、行政としての指導力を持って対応していただくことも必要かと思っております。

今回6月3日に防災訓練ございました。これはやはり毎年早朝の訓練になっております。やはりいろいろな場面を想定する場合には、今回この質問を書いている思ったんですけれども、やはり夜の避難訓練というのも当然必要ではないかというふうに考えております。

そういった面で、第1避難所が有望であるとすれば、第1避難所に対してどのぐらいのスピードで対応できるのか、また自然電力にそういったものを期待するであれば、こういった形でこれから町が対応していくのか。また夜のそういった避難訓練の対応というのは考えられないのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） すみません、再質問にご答弁いたします。

まず、第1避難所よりも第2避難所であれば、そちらを優先的にというお話でございます。私ども先ほどお答えさせていただいたとおりでございますが、一応災害現場、災害状況というものを、よく情報等を収集をいたしまして、その中でその街灯というものについて、その必要性というものを検証をさせていただきたいというふうに考えておりますので、すぐというお話ですけれども、ちょっと時期的なものはご答弁できないわけでございますけれども、情報収集の中で、再度必要性というものを十分検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 小布施町に新しくできる自然電力の会社さんとの協力の点につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、この会社については、まだ設立がされておらず、今は設立に向けて準備をしているというふうに聞いております。小布施町からも出資をさせていただくということで、予算もお認めをいただいているんですけれども、まだ会社が設立されていないということと、事業自体につきましては民間事業者さんがかなりの部分で行います。この小布施町からの出資というのは、わずかでありますので、余り事業本体についていろいろお願いすることはできないんですけれども、今までの経緯としまして、小布施町景観で太陽光パネルについては、小布施町役場としてはある程度慎重な対応をとってききましたので、景観に配慮したパネルの設置であるとか、特に先ほど答弁させていただいたような、災害時に有効活用できるような電気の供給というのは小布施町役場としても、その新会社に強く働きかけてまいりたいと思っております。

まだ、ちょっと会社が設立していない状況ですので、正確に、はっきりしたことは申し上げられないんですけれども、会社が設立後には、そういったことを速やかにお願いをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 夜間の避難訓練というご質問があったと思います。それについてお答えをしたいと思います。

今現在、先ほど議員からもありましたとおり、総合防災訓練については、早朝行っております。

今、実態ですが、想定はいろいろあるんですけれども、最初に第1避難所での訓練、その後第2避難所で訓練というような形で大方進んでおるんですが、実際に、それぞれの自治会の訓練を見ますと、いろいろな状況が見えます。打ち合わせさせていただいて、それぞれ訓練の内容をお願いしたりするわけなんですけど、なかなかスムーズに進むところと、そうでないところという現状がございます。

今現在、昨年から自主防災会の連絡協議会が立ち上がった中で、今回、副会長さんも含めて、いろいろなお願いをさせていただいております。今後、HUGの訓練とかいうものをしたり、いろいろな状況をご理解いただいた上でやる、訓練をしていくというふうに想定をしております。今の現状のまま、今度違う、夜やりましょうというふうになった場合、かなり自治会としても混乱が生じるのではないかとという点が1つ、それから、今までいろいろ区としても段取りを組んでおります。いついつこうだよねというようなことが主なんですけれども、そういったことを、今後こういうふうに変えますよということをしっかりやっていかなければならないんだというふうに思います。

議員おっしゃるとおり、夜間の避難訓練というものも当然必要だと思いますが、当初、ことし自主防災会の連絡協議会の中で話をさせていただいたのは、まずHUGの訓練、いわゆる避難所開設訓練をやりましょうねと。その後、できれば夜間泊まって実際にそういった体験もしてみようというようなことを申し上げてはいたんですけども、なかなかそこまで踏み込めない今の状況があります。今後、できるだけ訓練としても、実際に即した訓練に近づけてまいりたいと思いますので、まだすぐにはちょっと無理かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（関悦子君） 8番、小林一広議員。

○8番（小林一広君） 夜間の訓練で早くも困難を来すという予想をしているということは、実際にそういった場面になったときには、本当にどういうふうに対応するんですか、改めてお答えください。

○議長（関悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） お答えします。

今の現状、かなり今まで、それは非常に一生懸命やっただいていてる区はもちろんございますし、実際に訓練に際して、打ち合わせを行った上でやっていらっしゃるところがございます。非常にご苦労いただいているというふうに感じております。

ただ、今まで具体的に年に1回、区長さんが避難訓練の日に号令をかけて一生懸命やられるというような実態、次の年になれば、区長さんかわられるようなことがございました。このようなことがないようにということで、昨年、自主防災連絡協議会を立ち上げて、いろいろな面の知識の習得、あるいは蓄積というものをしまいりましょうということで、今、進めさせていただいているところであります。

今の現状、私どもはそれぞれの区のほうに職員を派遣してやるというようなこともやっております。これは、今後できるだけ自主防災会の中で自主的に避難所を開設し、第2避難所への移動を行うというようなことにつなげてまいりたいと思っておりますが、なかなか現状そこまでいっていないということがあります。今の段階では、それぞれ職員が現地へ行って、いろいろなお手伝いをしながら進めるということを想定しておりますけれども、今後そういったことのないようにということで、進めてまいるといふふうには考えております。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） すみません、若干論点がそれたと思います。

夜間の訓練をどうするかということは、今回、例としてお出ししたわけでありまして、実際に夜間に災害が起きた場合、では改めて町はどのように対応するのでしょうか、

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 議員ご心配いただくとおりでありまして、実際には、議員がご質問になった、いわゆるソーラー電灯をということではありますが、いわゆる災害時と、それから普通のときということで、本当は分けて考えなければいけないんだと思います。今の再質問は非常時のということですので、そちらのほうでお答えさせていただきますが、実際に益城町等に連絡をして聞いてみますと、ほぼほぼ、まず手持ちのそういった照明機器でやっていたと。3日ほどの後には、電力が回復しましたというようなことでありました。当面、そのようなことで一応話が進むようです。

ただ、一番困るのは、益城町でも話がありましたように、屋外の手を洗うところ、あるいはトイレ、そういったところに照明が必要なんだということでありました。これは繰り返しておっしゃっていましたが、今、議員がご提案のいわゆる街灯につきましては、そこまでの電力はないのではないかというふうに感じます。まず、そういった現状のいわゆる一番ど

ういった必要性がある、どこにあるのかといったところが、まず確かめなければならないところだと思っております。

したがって、先ほど中條補佐からも答弁ありましたとおり、3日後に電力が回復しても、国から来た電力、電灯をつけるそういった車というのは、まだ残っていたわけですね。しばらくずっと居たということです。それをいわゆる街灯で果たせるのかといいますと、きっとそうではないのではないかと。むしろ、もっと大がかりな電力が必要ではないかというところに、一つ思い至ります。そういったことを踏まえまして、現状ではどういった電力が必要になってくるのかということを中心にきちんと情報を得ながら検討をするということが必要だということで、先ほど中條から申し上げた答弁になるということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） ということは、とにかく懐中電灯、昔風でいえば、ろうそくとか、そういったもので対応しろということなんですか。

実際、照明車が来るからいいということであれば、町とすれば、最低限の明かりの確保というものをどうするかということ考えたときに、3日で復旧すればいいんでしょう。やはりそのときのちょっとした安心感というのは、本当にささいな光で実際の場面というのは、住民というのは救われるというふうに感じますけれども、本当のささいな明かりは、じゃ何を対象にしているのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 再質問にお答えいたします。

現状、それぞれ手持ちの明かりでやっていたという事実はあるようでございます。そういったものが必要でしょうということになりますと、やはり無いより有るほうが良いという結論になります。

ただ、現状、そういった、どのような電力が必要なのか、冬、季節によっても違うと思いますし、ろうそくというのはまずないと思います。火災の危険性がありますので、ないと思いますが、そういったことをしっかり検証した上で、議員ご提案のいわゆるソーラー電灯というようなことに至るのかどうかという検討をさせていただきたいと、そういうふうに申し上げているところであります。

○議長（関 悦子君） ただいま、小林一広議員の質問の途中でありますけれども、昼食のため暫時休憩をさせていただきます。

再開は1時の予定ですが、放送をもってお知らせをいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

休憩前に引き続きまして、行政事務一般に関する質問を続けます。

8番、小林一広議員。

○8番（小林一広君） それでは、午前の公会堂の緊急時のソーラー電灯ということについては、一定の答弁をいただいたということで、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2つ目としまして、子供たちの骨密度指導の現状はということで質問させていただきたいと思えます。

人生100年時代に突入した現在、高齢になってきたとき、元気な生活ができるか、ベッドの上で過ごすかは骨密度が影響するということが一つの原因になってきております。

骨密度を上げるには高齢者になってからでは間に合いません。カルシウム量は20歳をピークに、その後は衰えるということが調査ではわかっております。当然20歳を過ぎると全体的に骨密度は落ちていくのでありますけれども、やはりその骨密度を上げるということが、これからのいわゆる健康づくりには必要かというふうに考えております。

そこで、福岡の女学院看護大学の松尾和枝先生という方が実際実施していることがありましたので、今回それに合わせて質問させていただきたいと思えます。

この松尾先生が自分の子供たちの現状を見たときに、子供の骨折が非常に増えてきたという事実を目の当たりにして、そこから調査が始まっております。これは約20年という経過が実は経っているんですね。そういった中で、いろいろ骨密度を調べてみますと、幼児に関しては、さほど変わらないんですけれども、小学生、高校生に従って、やはり骨密度が確実に上昇しております。また、今、現状で見ますと、骨折数も小学生、中学生、高校生となるに従って骨折もふえております。

そういった中で、この骨密度はやはり幼少期からしっかりと上げていくことが必要ではないかということから始まっておるわけですが、そういった実際に長いデータがある中で、小布施町はそういったことに対して、今どのような見解を持っておられるのか、ち

よっとお聞きしたいと思ひまして、質問させていただきます。

まず、子供たちの骨密度測定は小布施町では行っているのか。また、子供たちの骨密度に関する認識と取り組みの現状はいかなものか。そういった子供たちに対する指導はどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） それでは、ただいまの小林議員の質問にご答弁申し上げます。

最初に、骨密度の測定についてでございます。

現在、町では子供の骨密度測定は行っておりません。骨密度健診の一般的な検査方法である超音波法は、骨の成長過程である20歳以下の者には値が不正確であるとの評価があるため、検査機関でも実施しておらないことから、町でも実施しておらないものでございます。

エックス線検査で計測する検査を実施していたころ、平成21、22年ごろというふうにございますが、中学生を対象に長野県内数カ所で、牛乳の普及のための健診として実施したこともあったようでございます。ただ、そのときも小布施町では実施しておりませんでした。

次に、骨密度に関する認識と取り組み及び指導の現状についてご答弁申し上げます。

骨の基礎につきましては、議員ご指摘のとおり、20歳ころまでにでき上がってくるものが明らかになっております。健康な骨づくりには、バランスのとれた食生活と運動が不可欠なものと考えております。また、食生活の偏りや運動不足は、骨の健康だけではなく、心身の健康面にも支障がありますので、乳幼児期からの健診と相談事業を通じて、保護者の皆さんに対する働きかけをしております。

また、骨量が一番形成されるのは、小・中学生のころと言われております。このため、町では給食が児童や生徒の心身の健全な発達に資するものであるという認識を持ちまして、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進に努めているところでございます。

次に、子供の指導に対してでございますが、乳幼児期は一生の中で一番成長する時期であるということをお考えまして、乳幼児健診、それから子育て教室などの場面におきまして、子供の体や脳の成長、発達の基礎について各年齢に合わせ、保護者の皆さんにお話ししております。

特に2歳ごろに運動機能の脳の発達のピークを迎えるというふうと言われておりまして、

体を使ったさまざまな遊びや、骨や筋肉を育てること、それから運動神経を育てることにつながるなどを保護者の皆さんにお話ししながら、子供たちの遊び方、体の動かし方について保護者の皆さんと一緒に考えております。

また、体の発育や発達に合わせて必要とされる食事などについても、そういった際にお話ししているところでございます。

骨づくりに必要な運動については、幼保小中一貫教育の一つの柱でもある体づくりを推進するために、体幹トレーニングを保育園、こども園のころから始めています。このような食事と運動を大切に子供たちと向き合うことが骨量を増やす取り組みの一つと考えておりまして、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 今、20歳以下の者に対する骨密度検査というのは、値が不正確であるという答弁がありましたけれども、やはり不正確というよりも、子供たちの成長に合わせて骨密度がどういうふうに変化していくかということを見ると、当然早い時期からの測定というのは、これは私は有効だと思っております。これは私の素人の判断ですが、何とも言えないんですけれども。

ただ、この福岡女学院看護大学の松尾和枝教授は、もう20年というデータをとっております。そういった中で、どういう変化が出てきたかということ、今、要するに認識とか取り組みという面では、保護者に対して乳幼児からの健康相談という形で働きかけをしていると。また、必要な食事についての指導もしているということでございます。

一番の大きな違いは、この検査を始めてから、子供たち自身が自分の健康について考えてきたということにあります。ということは、数値を見ることによって、何々さんより私が低い、何がいけないんだろう、じゃもっと運動したほうがいいのか、もっと何か食事をしたほうがいいのか、自分でやはり健康を考えるようになったというのが、これ大きな違いなんです。これやはり指導しているからいいということは、これはただやはり自分たちのやっているという満足だけであって、本当の成果にはつながっていないのではないかというふうに考えます。

そういった面で、小学生の骨密度調査というのは、この小布施町でも取り入れていったほうがいいのかというふうに考えております。そういった形でのご答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまの再質問にお答え申し上げます。

最初に、値が不正確というようなことでございますが、議員ご指摘のとおり、推移を確認していくということは非常に大切なことというふうに思います。また、保護者に対する指導という部分に関しましても、子供たち自身が自分の値に気づいて、みずから考えて運動とか栄養とかのことについて考えていく、そのきっかけになるということでございますので、そういうものについては、非常に大切なことというふうに受けとめるところでございます。

ただ、骨密度の測定を今、小布施町で、すぐに実施できる状況かと申し上げますと、大変恐縮ですが、県内の健康づくり事業団などでは、まだそういった体制ができていないような状況もございますので、十分に今後検討させていただくべき点かというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 実際の松尾教授も、この調査に当たるには大変苦労したということをお聞きしております。やはり地域保健の問題、学校保健の問題、いろいろあるらしいんですけども、やはりやりやすいのは、小回りのきく行政というのはやりやすいんじゃないかというふうに実際お話お聞きしました。そうしたところ、小布施町は、実は小学校1校、中学校1校の一貫教育のできる行政ですということをお話ししましたら、そういったところは非常にやりやすいと思います、また、ぜひやっていただければ私のほうもデータを差上げますということもおっしゃっていただいております。

いずれにしても、全生徒に実施するということはかなり大変なことでございます。今、実際骨密度測定器を、これは古河市だから小野小学校というところなんですけれども、実施しているのは、4台の骨密度測定器で稼働しているということでございます。それをことし、もう1台ふやして5台で検査していくということでございます。そういった面で、小回りのきく行政では非常にやりやすいというお話も聞いておりますので、ぜひ小布施町主導で考えていただければいいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまの再度のご質問ということでございます。

議員ご指摘のとおり、小布施町は小学校、中学校各1校ということで、行政としては非常に小回りがきく環境というふうに考えてございます。そういったことから、ご提案の趣旨を

踏まえまして、測定器などの確保についてどのようにしていくかという課題がございますが、また十分に検討をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（関 悦子君） 続いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目ですが、都住駅周辺の整備とあわせた周辺の活性化策はということですが、3月議会で都住駅周辺の整備推進について、一般質問がありました。

この中で町は、駅周辺の整備については、六川・中子塚・矢島・清水の4自治会を中心とした地域を考えており、この地域の皆さんと一緒に駅周辺の整備について考え、取り組んでいくと答弁されました。また、駅トイレについては、現在のところ長野電鉄では改修の考えはないが、町として今後も引き続き、長野電鉄に強く申し入れていくということでありました。また、駅から町営グラウンドへ斜め東へ向かう道路の拡幅整備については、関係する皆さんとお話しをし、意見をいただいております。厳しい財政状況ではあるが、早急に整備をしていくということでありました。

都住駅の駅としての機能を高め、駅としての体裁を最低限保たなければ、町を訪れる皆さんに気持ちよく利用されることはないだろうと思っておりますし、地元住民も積極的に駅の利用をする気持ちになれません。私も都住駅周辺の整備を早急に進めてほしいと考えております。

あわせて、都住駅周辺の活性化と市街化を若干進めるべきではないかと考えております。

都住駅周辺では、現在農地として維持されない農地も若干見受けられますし、農業を継続することが困難になってきているお宅もあります。そうした農地を家庭菜園として生かしていけないか、そしてまた、そこで栽培された野菜などを販売できる小さな直売所等を設置してはどうか。

中子塚・矢島・清水自治会においては、人口減少という問題を抱えており、自治会としてある程度の人口を維持する必要があるのではないかと考えます。もちろん自治会の皆さんのお考えが一番大事なところではありますが、若干の宅地造成等の人口増加策は必要ではない

かと考えます。都住駅周辺整備とあわせ駅周辺の活性化及び宅地造成を考えてはどうか。

そこで、1つ目として、都住駅周辺整備とあわせ都住地区活性化策として、家庭菜園はどうか。また直売所はどうか。

2つ目として、人口減対策として、中子塚・矢島・清水地区での宅地造成の考えはということをお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、改めましてこんにちは。傍聴の皆さんは、お忙しい中ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

都住駅周辺の活性化策ということで、富岡議員から、駅のトイレや周辺道路を整備し、町東北部一帯として誘客を図り地域の活性化策にすべきというご提案をいただきました。私たちとしても行える整備や長野電鉄にお願いする整備など、できるところから取り組ませていただきたいと答弁を申し上げました。

こうした都住駅周辺を取り巻く環境に対し、川上議員の農業面から見た地域活性化策のご質問にご答弁を申し上げます。

都住駅周辺自治会で組織する第7コミュニティでは、コミュニティを構成する自治会の世帯数にかなりの差があり、一部の自治会では自治会を維持していくことが難しくなるとお考えの方もおられ、今後どうしていくことがよいのか、私たちも一緒に考えております。

農業の面から見ても、農家の皆さんの高齢化やそれに伴う生産農地の縮小、ひいては生産力の低下につながり、地域としての活力低下が農業にも大きく影響してくると考えております。

こうした課題解決に向け、今後地域の活性化をどのように図っていくかを、地域の皆さんとご一緒にその方向性を見出せるよう取り組んでいくことが大切と思っておりますし、実際に取り組みを始めているところでございます。

平成29年度の地方創生推進交付金事業として、農村集落における施設整備と、それからまちづくりをイメージするデザイン画を作成をいたしました。そのイメージから、より現実的にどのように地域づくりを進めていったらよいかを東大最先端研の皆さんと、我々役場と地域の皆さんとの共同研究の中で、さらに地域の皆さんとご一緒に考えていくことを始めているところであります。この取り組みを通じて、地域の将来像を描く中で、地域における農業を中心としながら各種の活性化策を組み合わせていくことが大切だというふうに考えており

ます。

さきの3月議会で議員からもご質問のありました土地利用に関する規制などに対しても、農業を行う人が減っておられるから農地を減らしていくというような考えだけではなく、これからの地域づくりにおいて必要となる農地の適正規模、これらをしっかり確保した中で解決しなければならない規制に関しては、私たちとしても長野県などに対して緩和を求め、現在の規制を変え、新しい取り組みができるのではないかと考えております。

地域を活性化するために農地をどのように保全するか、また今後どのような活用を図るかなど、地域の皆さんが暮らしやすい地域にするために今後どうしていくのか、繰り返しますが、私たちも一緒にその実現に向け取り組むことで、都住駅周辺という特色を十分生かした地域づくりにつながるものというふうに思います。

議員からのご提案のとおり、耕作がされていない農地も家庭菜園として活用したり、あるいは直売所を設置したりするというのも地域活性化策の一つの考えではあると思いますが、都住駅を中心に考えた場合、駅をご利用になる皆さんは、地元の農村集落にお住まいの方がほとんどになってしまいます。都住駅を中心とした複合的な仕組みをつくり、外からお見えいただく方が過ごせる空間を整備し、その中でご提案の事業も実施していくことができれば、有効な活性化策になるのではないかとというふうに考えております。つまり、にぎわいが必要だということでもあります。

次に、人口対策として、中子塚・矢島・清水地区での宅地造成の考えということをございますけれども、耕作されていない農地、あるいは今後耕作することが難しくなる農地に対して、宅地造成をするかということであれば、現状では、市街化調整区域の農業振興地域内農地である場所での宅地造成を行うことは、議員もご承知のとおりできません。

市街化調整区域であることで、農業をする環境やきれいな田園景観が守られ、美しい農村集落が維持されてきた一方、農村地域の人口減少、高齢化、農業の後継者の減少により耕作できない農地がふえ、宅地化できるよう求めるご意見を地域の皆さんからも、これは議員同様にいただいているところであります。

議員ご案内のとおり、町では農村部における少子化と高齢化、人口減少などによる地域活力の低下やコミュニティの維持に対する不安の声が多くなってきたことを受け、平成18年に、都市計画法等により農家住宅や農家の分家住宅等の立地しか認められない市街化調整区域内で、一定の条件のもと一般住宅が建てられる区域として、長野県の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の指定を8地区で受けております。これは都市計画法第34条第11

号の規定による区域指定であり、ご質問の中子塚・矢島・清水地区内にも指定箇所はあります。この指定された地域内の農地は宅地化し、個別住宅を建築することが可能であります、一定面積以下の土地で建て売り住宅を建築する場合を除き、複数の住宅地を造成することは、今のところ認められてはおりません。したがって、市街化調整区域内では、大規模な団地造成による人口減少対策を行うことは現時点ではできないということになっております。

しかし、先ほども申し上げたとおり、地域活性化のための複合的な仕組みづくりとして、外からお見えいただく方が過ごせる空間を整備していくことで、一つの可能性が出てくるのではというふうに考えております。

市街化調整区域を市街化地域に編入することは、区域内の人口密度が高くならなければダメだというような条件があり、これもちょっと少し時代が違うなという感じもいたしますけれども、農振農用地の規制がかかる農用地は、その指定を見直すことにより、都市計画第34条第11号の区域に編入することは可能になるというふうに考えております。大変言い回しがややこしくて申しわけありませんけれども、農振農用地の規制をある程度外していっていきことによって、第34条11号が導入しやすくなるということをございますね。そういうことが可能ではないかというふうに考えております。

ですから、このことは隣接農地との調和がとれない開発を誘発し、営農しやすい環境を失うことにもつながるかもしれないというような懸念もあります。最初の答弁と重なりますけれども、農地をどのように保全するか、あるいはどのように新たな活用の仕方に変えていくかを地域の皆さんでお考えいただく、あるいは方向性の統一感をつくっていただくということが非常に重要だというふうに思っております。

東大先端研の先生や学生さんは、地域づくりだけでなく、都市計画にも精通しておられます。このあたりの可能性について、一緒に研究していきたいというふうに思っております。

現在、先ほど申し上げましたように、小布施町の都市計画や農地に関する許可権限は長野県にあり、小布施町の意向や考え方だけでは決められない一面もありますが、農村周辺の集落が維持されなければ農地は守れませんし、また都市計画によるまちづくりも全く意味のないものになってしまいます。この辺で、ぜひ地域の強い意向があれば、農村地域の新しいまちづくりも可能だというふうに私は考えております。

この6月16日には、東大先端研との共同研究事業として、「都市計画は誰のため、何のため」と題して勉強会を開催いたします。長野県都市まちづくり課の職員の方から市街化調整区域内でできること、できないことを説明いただき、皆さんからの疑問にもお答えしていき

たいというふうに思います。

これも一つの試みでありますけれども、地域の皆さんとの話し合いの中から地域の実情に応じた一番いい方法を見出し、県には個別の案件として一つずつ提出をして、課題解決を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいまご丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。

この都住駅周辺の活性化といいますか、六中矢水というよりは、中子塚・矢島・清水の自治会の皆さん方からは、大変戸数も少なく、そして自治会の維持というものが非常に難しくなってきたと。自治会の運営についても役員のなり手がなくなってきたりとか、いろいろなお話を聞いております。この辺のところを問題解決をしていかなければいけないなど、こんなふうに思いまして、今回、都住駅の周辺整備にあわせて活性化を進める中で、人口増加策もあわせてできたらというようなことで一般質問させていただいたところです。

ただいま町長のほうからもいろいろとお話がありました。活性化に向けては、都住駅中心とした複合的な仕組みづくりというのが大事かと。もちろん地元の皆さん方のご理解も得ながらということですが、この複合的な仕組みづくりという点ですが、私も農業だけではなく、いろいろなものを含めてその辺の活性化に向けたいろいろな手だての集合体で活性化していく必要があるなというふうに考えておりますが、町長としては、どんなふうにその辺のところをお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、宅地造成といいますか、市街化区域を広げるということに関しては、先ほど町長からも都市計画法の第34条11号の区域に編入することは可能となるということですが、これも駅周辺の活性化にあわせた、そういうものでなければ、こういったものも理解を得られないということでありましょうか。その辺のところもお聞きしたいと思います。

それから、大体、毎回、毎回私言っていますけれども、農業後継者というのが本当にいなくなってきたと。農業をこれからどういうふうに維持していくのかということ、このことは、これからどう考えても農家人口そのものも減りますし、農地も当然農地として維持されなくて、その辺にあふれておると。草だらけの畑が出てくるということは当然のことで、これの利用の仕方というのが、やはりこれから我々が考えていかなければならないし、これは県にも国にも訴えて、その辺のところの改革というものをやっていただかないと、国が減る方向に向いていってしまうように思います。そういったところから、その辺について、

もしお考えがあれば、お答えをいただきたいと思います。

それから、農村地域の新しいまちづくりということもお考えになっておられるようですが、その辺についても、もう少し具体的に何かありましたら、お話をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 複合的に考えなければだめだというようなことなんですけれども、まず、それだと早いということです。早いというのは、例えばですけれども、これはできない別問題ですけれども、別問題というか可能性としてあるということですけれども、都住駅周辺において一定の土地で農地付きの住宅や、今岩松院などで進めようとしているクリエイターの集うまちとしての生き生き居住の住宅だとか、民間企業が販売して管理運営するようなクラインガルテン、ちょっと前にはやりましたけれども、そういう都市農村交流の拠点としてコテージのような保養所を例えば墨田区さんと共同してつくるとか、そんなことは考えられるのではないかなというふうに思います。

日本のある会議の中で同じ役員をしている群馬県の川場村という地域では、このようなことを世田谷区とかなり密接にやって、そういう開発的なものを進めているということであります。

それから、そうはいっても、農村人口が欲しいんだということになれば、やはりその地域が、あれはあそこの人たちの意見がばらばらだというようなことではだめで、やはりその地域の強い希望と、強い意思、これがあつたときに、私たちは初めて全力でもって県にぶつかれると。これは一つの地区計画で、今、川上議員がおっしゃるような農村の維持であり、それから農地の維持であり、農業の保全だというような訴え方というのはできているだろうというふうに思います。

例えば、長野県においても観光部であるとか、労働産業部ですか、そういうところなんかでは、規制緩和を強くうたっていますけれども、一方で我々が一番その土地問題において関係のある建設部であるとか、あるいは農政部であるというかは、やはり一切今のところ考える気はないというようなことでもありますので、やはり一つの地域として個別案件、これをもって、こここのところを突破していくというのを町の中で幾つかつくっていくというのが最良の方法だろうというふうに考えております。

農業の維持とかいろいろな問題がありますけれども、私は富岡議員の3月のご指摘にもありましたように、都住駅というのは非常に可能性と魅力に富んだ駅だというふうにも私も同

感でありますので、あそこをコアにした一つのまちづくりの新しい形を、農村を軸としたまちづくりの形というのはいり得るのではないかというふうに考えております。

今、いっぱいいろいろなことを聞かれましたけれども、そういうふうな構想を練って、真剣に地域の皆さんとお話をして、県なら県に協力を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） すみません、六中矢水の中では六川は宅地造成なんかもして、農村としての維持ということより新しい人口をふやすという形をとったと思うんです。自治会の維持からしますと、人が入ってきて、そしていろいろな地域でもご協力いただいてというような形ができました。

それで、そういった形の農村を維持するということではなくて、矢島、清水、中子塚、こちらのほうの関係で、そういった宅地造成で人口をふやすというような方向というのは考えられないということですか、その辺ちょっとお願いしたいと思います

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 今現在の県の仕組みでは考えられないということです。ですから、その辺も県と我々のすり合わせというか調整というのは十分にやっていかなければいけない。例えば農業を守るために農地を守れ、そのために縛りを変えないみたいな話では、なかなか今、川上議員のおっしゃっているようなことが実現できていかないと思います。

ちょっと本末転倒のようなところもありますので、実態はこうなんだということをきちんと訴えていくためにも、やはり都市計画をつくる。そのためには地域の皆さんの合意形成と、それから強い意識みたいなものが必要だと思います。

これは、私たちだけでなく、当該地域で川上議員もお住まいでありますので、一つのまとめ役をやっていただくというのも重要なお役目、質問を返すようでも申しわけございませんけれども、お役目だろうというふうに思っております。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） それでは、2つ目の質問に入ります。

認定こども園、栗ガ丘幼稚園南側入り口道路の拡幅はということですが、幼稚園、保育園へのお子さんの送迎はほとんどの保護者の方は車での送迎となっています。そんな中、幼稚園の南側入り口道路は道幅が狭く、対向車がある場合にはどちらかが先を譲り、どちらかが待っていなければなりません。この南側入り口道路の非常に危険だと思う点は、南側から

入ろうとした車が北側から進んできた車に気がつき、急に停車したときです。後続の車が急停車し、あわやという場面は何度か目撃しております。

そこで、1つ目ですが、南側道路の狭さについて検討されたことはあるのか。

それから、2つ目として、早急に南側入り口道路の拡幅を進めるべきと考えるが、町の考えはどうか。

以上です。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 認定こども園、栗ガ丘幼稚園南側入り口道路の拡幅についてお答えを申し上げます。

川上議員ご指摘の道路は、町道328号線で、特に町道586号線、旧県道中野小布施線との交差点付近が狭く、道路幅員が3.5メートル未満となっている箇所もあり、車が通ると歩行者が道路の端によけなければならない状況です。

栗ガ丘幼稚園を建設するに際して、送迎時の安全対策を図るため、道路の拡幅検討をしましたが、拡幅をすることができませんでした。当面の安全対策として、幼稚園駐車場の入り口と出口を分け、幼稚園側を入り口とし、町道586号線、旧県道中野小布施線側ですが、ファミリーマート側を出口として現在に至っています。幸いにも、現在まで大きな事故は起きていません。引き続き幼稚園の保護者の方々にご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

2点目の道路拡幅の考えについてです。道路の拡幅は送迎時のみならず、常時安全で安心して快適に利用していただくためにも必要と考えていますが、拡幅をした際の交通量の増加による事故等も懸念されます。道路を拡幅するためには、地域の方々のご理解とご協力が欠かせません。地域の方々と安全面での対応も含め調整をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま答弁いただきましたが、幼稚園の駐車場に入るに、南側から入るときに非常に狭いですね、これ。ちょっと計ってみましたら、一番南側で幅が4メートル70、真ん中の辺で今3メートル50とおっしゃいましたけれども、ぎりぎりまでで4メートルぐらいということ。一番北側になりますと5メートルで、5メートルぐらいあると、何と

か行き違いができるということですがけれども、ちょっとくびれた形になっていますね、入り口が。それで、入ろうとして、お互いに見合っに行けない、通過できないということになるので、これは当初、幼稚園を開園するに当たって検討されたということですがけれども、今の答弁でも拡幅をすることができなかったというような答弁で、どうしてそうなったのか、その辺の理由について、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから、この幼稚園の駐車場に向けての入り口と出口を分けて、それぞれ入ったり出たりというような、要するに幼稚園側を入り口にして、東側のほうを出口とされたということですか。それで、これについては徹底されているんですか。

それと、一般の車両については、この辺については理解しておりませんので、北側からも南側からも入るということになって、非常に具合の悪いことになっていると思います。その辺について、どんなふうにご考慮されているのか。

それから、今後の拡幅は必要と考えているけれども、拡幅をした際には交通量が増加するのではないかと。それで事故も懸念されるということですが、どれほど増加すると考えておられますか。その辺についてお答えをいただきたいと思います。

今後、この拡幅については、町としては必要と考えているけれども、今後については、積極的には進めないということですか。その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（関悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の幼稚園開所当時、拡幅について検討したけれども、実施できなかった要因は何かということですが、やはり住宅等が道路ぎりぎりまで建っているというような状況の中では、やはり隣接する地権者のご協力等も必要だということで、それが一つの要因にもなっているのではないかなというふうに考えております。細かい具体的な内容についてはちょっと把握していないのですが、今、推測する範囲では、そのようなことがあったのではないかなというふうに考えております。

また、幼稚園の駐車場の出口と入り口が徹底されているかということですが、出口側には進入禁止の丸に斜めで、入ってはいけませんという標識等も設置をされております。

また、幼稚園利用者の方には、その旨徹底がされているものというふうに考えております。

ただ、先ほど議員からお話ありましたように、休みの日や何かは一般の方等も利用をされている場合もあります。その場合に、ちょっと実態は把握はできていないんですが、一応入り口については幼稚園側からしか入れないという標示が、ご案内を出させていただいてい

ますので、守られているのではないかなというふうに考えているところでございます。

3点目の事故等、拡幅することによって事故が増えるのではないかということ、先ほど安全面のお話をさせていただきましたが、やはり広がったことによってスピードを出して走る車等が増えてきます。そういう中で、やはり歩行者の方々に対する安全確保、また交差点部分での車同士の衝突事故、そういうものも発生してくるのではないかというふうに思っているところでございます。

ほかの地域でも道路を拡幅したことによりまして、やはり抜け道といいますか、通勤の信号等がない便利な道路ということで、そちらのほうに流れる場合もありますので、そういうことが懸念されるということでお話をさせていただいたところでございます。

あと、積極的にやらないのかというご質問でございますが、やはり全町的には道路改良についての要望等も出てきております。そういう中で全体的なものを考慮し、検討する中で優先順位的なものをつける中で整備に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま町内にはあちこちにそういった要望、拡幅してほしいというようなところがいっぱいあるんだと、優先順位をつけてということではありますけれども、これは幼稚園ということになれば、小さな子供さんも通うところでもあります。若いお母さん、お父さんたちが子育てしやすい環境をつくっていくことを考えれば、やはりこの優先順位は上のほうに来るのではないかと思います。人口減の時代ですので、人口が増える方向でお考えいただいて、早急に進めてほしいと思いますが、どうでしょうか。人口増に向けた点も考慮しての答えをいただきたいと思いますが。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再々質問にお答えさせていただきます。

町の現在、人口増加策ということで子供を産み育てやすい環境づくりということを中心に取り組んできているところでございます。今議員からいただいたご意見も踏まえまして、検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 川上議員。

○5番（川上健一君） それで、これ拡幅となれば、先ほどもお話がありましたように、両サイドのお宅のご理解がなければ進まないわけですね。ちょっと見に行ってみましたら、やはり西側のお宅もぎりぎりにお宅がありますし、それから、東側のお宅についても、塀がや

はりぎりぎりまであって、あれは1軒のお宅なのかちょっと私もよくわからないんですが、南側にお宅もあるんですけれども、そちらの方は利用されたふうな感じがないんですが、利用されているかされていないか、その辺の確認をとっていただいたり、それからそちらのほうを町として買い上げる方向ができるのかどうか、その辺の交渉をする考えはないですか、その辺についてちょっとお答えいただきたいと思いますが。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 先ほどご答弁させていただきましたように、事業化に向けての順位づけをする中で、また必要な事業化を進めるとなれば、当然のごとくその地権者の方に当たるなり、また地元の方のご協力をいただく中で確認をし、交渉をしてご理解をいただく中で事業推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関 悦子君） 続いて、9番、小淵 晃議員。

〔9番 小淵 晃君登壇〕

○9番（小淵 晃君） 通告に沿いまして2項目にわたり、質問と提案をいたします。

第1項目めの高齢者施策のさらなる充実を図る件についての提案であります。

我が国では、少子高齢化が急速に進んでおります。小布施町も例に漏れなく少子高齢化社会に入ってきております。我が国の人口は、昨年の9月15日現在で1億2,671万人です。そのうち65歳以上の高齢者は3,514万人ですので、高齢者率は27.2%になります。

ちなみに、私が小布施町の人口は、本年の4月30日現在で1万1,004人です。そのうち65歳以上の高齢者は3,678名ですので、小布施町の高齢者率は33.4%になります。33.4という数値は、ちょうど3分の1であります。まさに町民の3人に1の方が高齢者ということになります。

現在、75歳以上の後期高齢者の皆さんは、第2次世界大戦の戦前、戦中に誕生され、少年・少女時代は敗戦後の荒廃、騒乱の中、着るもの、食べるもの、住むところに事欠き、大変ご苦労をされてきました。また、社会人になられても、仕事を求めて多くの方が都会へ出ていかれました。そして、劣悪な職場環境、労働条件の中で一生懸命に働き、日本の経済の

高度成長を支え、今日の豊かな日本を築かれて来られた皆さんであります。思うと、この高齢者の皆様方が、今、これから心豊かで有意義な老後をお過ごししていただいきたく心より願うところであります。

そこで、小布施町ならできる、小布施町しかできない政策について提案をいたします。

小布施町は、町役場、J A、小布施駅、まちとしょテラス、あるいは各種の美術館、そしてオープンガーデン、加えて各種の飲食店が町の中にコンパクトに収まっています。町に出てきていただければ、見るところ、食べる場所、休息できる場所と何でも間に合います。また、町内の方、来訪者の方と話し、交流もできる町です。せっかくこんな素晴らしい小布施町に住んでいるのに、大いにご活用いただきたいと願います。

そのためには、高齢者が町に出ていきやすいきっかけ、環境をつくる必要があると思います。そこで一例として、町内の高齢者が休息できるベンチが少ない現実です。日陰のベンチで高齢者が休息しながら語り合える、そんなベンチの増設を考えていただきたいと思います。

また、小布施町は、高井鴻山記念館はことしで開設35周年の記念事業を行います。北斎館は安村新館長のもと、新たな展開が起きています。おぶせミュージアムも新館長に池田さんが就任され、加えてまちとしょテラスは新館長に桂さんをお迎えしました。それぞれの施設において新機軸が打ち出されることと期待できます。そんなせっかくの機会です。高齢者の皆さんに各施設の招待券を提供し、小布施のまちの中をゆっくり散策いただける、そんな方法をご検討いただきたいと思うのであります。

たまたま今、2点の例を申し上げましたが、多額の出費をする必要がありません。出費をしなくてもできることがまだまだたくさんあると思います。行政として知恵を出して、ぜひ高齢者の皆さんの老後をしっかりと支える、そんな体制を強く望むところであります。

続いて、2項目めとして、老人福祉センター桃源荘を高齢者が利用しやすいように改修をされることを求めます。

現在、老人福祉センター桃源荘は、町の社会福祉協議会がデイサービスといきいきサロンとして使っておられる部分があります。それとは別に、小布施見にマラソンの事務局、シルバー人材センターの事務局、そして和室の小部屋、図書館があり、加えて76畳の大広間があります。建物自体が老朽化が進んでおり、現在は使い勝手が余りよくありません。特に会議室として使用している大広間は、和室故に足腰に負担がかかり、高齢者にとっては大変ご苦労をされておられます。畳のかわりにフローリングを敷き、洋室に改修されることを望みます。また、できることなら、高齢者は靴の脱ぎ履きも大変な作動であります。靴のまま入館

できる施設にしていいただければ、より望ましいと私は思います。

次に、トイレの改修についてお伺いします。

現在、男子トイレは洋式の便器が1基、和式1基、小便器4基が設置されております。女性用トイレは洋式が1、和式が2基、そして身障者用トイレには洋式が1基設置されております。高齢者にとっては和式のトイレは大変つらいものがあります。ぜひ老人福祉センターという立場を考えて洋式にしていいただきたいと思います。現在、男子用のトイレの小便器は4基設置されていますが、そんなには必要ないと思います。その分、スペースを広くとっていただくことを望むのであります。

そのほか改修をしていただきたい箇所は多々ありますが、何はともあれ、施設全体の洋式化は喫緊の課題です。

最後に、老人福祉センターという名称、老人福祉センターという看板にふさわしく、高齢者の皆さんが喜んでご利用いただける施設に改修をされることを強く望みます。

以上。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、小淵議員のご質問、高齢者施策にさらなる施策をとということでお答えいたします。

国では、2025年には、第1次ベビーブームの世代、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達し、2040年には第2次ベビーブームの世代、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者に達し、高齢者人口がピークを迎えるとされています。

町においては、来年、2019年高齢者人口が最も多くなり、また後期高齢者の人口のピークは2027年になることが見込まれております。世帯構成においても、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯の割合が増加し、生産年齢人口が減少することが見込まれているため、家族や親族による介護や支援が受けられない高齢者の増加が懸念されております。

この3月に、30年度から32年度までの3年間を計画期間とする小布施町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画を策定いたしました。計画の基本理念である住みなれた地域で支え合い、最後まで自分らしく安心して暮らせる地域社会づくりに向け、5つの計画目標を掲げ、総合的に施策を推進していくこととしています。

計画目標の一つに、健康づくり、介護予防の総合的な推進を掲げ、その中で多様な健康づくりの推進として、ウォーキングによる健康維持の普及啓発に努めることとしており、家に

閉じこもりがちにならず、外に出て体力の保持増進に努めてもらうとともに、いろいろな方々と交流を図ることがとても重要なことと考えます。

そこで、小淵議員にはいろいろご提案いただき、本当にありがとうございます。

議員のご提案のベンチの設置につきましては、今後ますます高齢化が進んでいくことを踏まえ、観光客との交流という目的だけでなく、町なかで買い物をする方や外出時に休憩できるようにするためにも、まちづくりとしての考え方や福祉施策の観点からも必要と思われると思います。

ただ現在、町には既にシャトルバス停留所に11基、観光協会が設置している駅周辺のベンチ8基を設置、また千曲川公園桜堤に6基、下流に3基、上流3基あります。小布施総合公園内や町内各所にある街区公園、緑地公園内にも休憩所として設置しています。これら既にあるベンチをできれば有効に利用していただき、今後、高齢者を初め地域住民の皆さんの声をお聞きする中で必要とされた場所について、景観等にも配慮しながら設置可能であるかどうかを検討してまいりたいと思っております。

また、美術館の招待券を進呈ということですが、昨年度、小布施ミュージアム中島千波館開館25周年を記念し、小布施ミュージアム中島千波館、高井鴻山記念館、歴史民俗資料館、フローラルガーデンおぶせ、北斎館5館の特別入場券及び小布施ミュージアム中島千波館の特別割引券を全戸へ配布いたしました。また、これまでも秋のイベント等記念事業の折には、高齢者に限らず無料入場券を配布しましたが、そのうち高齢者の皆さんがどのぐらいご利用いただいたかという、そういったことは把握しておりません。

今後、例えば老人クラブの各支部や脳のリフレッシュ教室、お茶のみサロン等の年間のメニューの中に町内の散策等を計画に入れていただき、高齢者の優待券とか割引券を発行するなどして、議員が言われるように高齢者が町中へ出かけて、小布施の恵みを楽しむ仕掛けを考えてまいりたいと思っております。

次に、2つ目の質問です。老人福祉センター桃源荘の改築についてですが、桃源荘につきましては昭和57年に建築され、築後35年以上が経過しております。いきいきサロンとしての利用を初め、昨年度においては老人クラブ連合会やカラオケクラブ、ゲートボール協会など20団体の皆さんが利用し、利用回数が延べ211回、利用人数が延べ2,455人となっております。

高齢者の皆さんに快適にご利用いただくためには、確かに議員がおっしゃるように、大広間やトイレの出入り口などの段差の改修は必要と考えておりますが、これまでも多々利用者から要望に対応しまして、廊下から大広間へのスロープ、手すりを設置したり、また大広間

横のトイレにつきましては段差がありますが、その手前に多目的用の段差のない身障者用トイレをご利用いただいているところです。また、いきいきサロンで利用しているトイレにつきましても、段差のないバリアフリー対応となっております。

大広間の椅子につきましては昨年度、地方創生加速化交付金を活用しまして、畳用の椅子を購入したところです。議員のおっしゃる施設、段差解消や土足で入館できるよう施設全体を改修することにつきましては、利用者の皆さんの希望をもう一度よくお聞きしながら、施設改修の全体計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） ただいまの答弁の中で、まず、最初の町のベンチの関係であります、シャトルバスの置き場とか駅周辺とか千曲ハイウェイバスとか、いろいろなお話でしたが、現実には町の中で使えるベンチって実際あるのかどうか、やはり確認をいただきたいと思えます。千曲ハイウェイにあたって、町の中探索する人なんか使っこないんだし、たまたま駅前にあたって、それだけではとてもだめだと私は思うんです。要はベンチが必要と考えているのかいないのかが担当者の理解だと思えます。

今のお話の中で、住民の皆さんの声をお聞きする中で、設置可能があるかどうかを検討していきますなんて、これはやる気があるのかなのか、それともだめだったら必要ありませんと、今ので十分ですという答弁があればわかりますし、いや足りませんと、これは何とか考えていきますと、これも明確であるわけではありますが、住民の皆さんにお聞きする中で今後検討していきます、まさに玉虫色の答弁でありまして、このような答弁を私がいただくのなら、質問をしなくてよかったと思えます。それははっきりどの程度やはり認識をされているのか、必要度を認識しているのか、あるいはしていないのだったら、していないというやはり明確な答弁を私はいただきたいと思えます。

これは、答弁された林健康福祉課長を責めているわけではありません。この答弁は確認ですが、林健康福祉課長がつくった答弁ではなく、町の統一した意見の答弁として私はお聞きしているわけでありまして。それゆえに、もうちょっと明確な判断をいただきたいということでもあります。

例えば、同じく第2点目にお願した美術館等の優待券であります。去年もやっていただきました。何人利用したかわかりません。ただ、美術館に入ってもらおうという気持ちがあるかないかだと思うわけでありまして。こういう言い方はきついかもしれませんが、こ

との予算でも、町の一般財源から高井鴻山館に522万5,000円を支出する予定です。また、小布施ミュージアムには3,500万を支出する予定であります。4,200万の一般財源が2つの美術館に入っているわけです。

これは今まで、ずっと長い間75歳になるまで頑張ってきて、小布施町のため、その方に対して、それだけのお金を払っているなら、効果があるかないかはともかく、来て見てくださいと、そして、ことしはチャンスですと。館長が変わりました、鴻山館は35年です、やはりそのぐらいの高齢者に対する思いやりがあってもいいのではないかと、そのような思いやりがあれば、この2つの館はもっとこういうこともやってあげられたらとうと。こういうことも町としてはやらなければいけないだろうという、次の発想が生まれるのでありますが、住民の皆さんの意見を聞いて、希望があったらやりましょう、じゃ、希望をどうやって調べるのか。その場しのぎの答弁に私は聞こえてまいります。

それから、桃源荘の問題につきましても、座椅子は用意していただきました。それでいいのかいと。座椅子で事を済ませるのではなくて、座椅子しか使えない人はもう出てなくなっちゃうんですよ。洋式のフローリングは、あれは幾らかかりますか。フローリングを張って、机にして、もう足腰に負担をかけませんからどうぞ来てくださいと、そういう姿勢があってこそ利用されるのであって、段差を解消のためにスロープをつくりました、一部であります、あるいは、念のためにこれをやりました、私はそういう発想は本当の私の質問の趣旨ではありませんので、その辺について、ご答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 小淵議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

いろいろご指摘ありがとうございます。町内のベンチの設置につきましては、実際には必要だと私は思っております。ただ、どこに設置するとか、例えばどこにでもいいのかとか、あるいは通行の妨げになったり、あるいは民地とかそういったことも絡んでくるのかなと思います。そういったところで、住民の皆さんに理解を得ないと、すぐに簡単にどこにでも設置というわけにはいかないと思います。そういった意味で皆さんにお聞きしながら、設置していけたらと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それから、入場券の配布につきましては、教育委員会のほうとも相談しまして、せっかく小布施町にあるたくさんの美術館ですので、高齢者だけでなくたくさんの皆さんに来ていただくような、そういったものをまた考えていきたいと思っておりますし、そこにプラス高齢者の皆さんにできるだけ出かけていただけるそんな仕掛け、あるいは呼びかけ、PRをしていけれ

ばと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと、老人福祉センターの改修についてですが、申しわけありませんが、私のところに畳が不便という話がなかなか声が届いていない状況もありますので、本当に床がいいのか、土足がいいのか、畳がいいのかというところは、一度、直接確認と、町のほうでもう一回確認しながらというところもあります。ただ、あの施設につきましては、大がかりな改修になります。

例えば、あそこに今、先ほどおっしゃいましたようにシルバー人材センター、見にマラソンの事務局も入っております。今健康福祉センターに地域包括支援センター、社協があります。小布施の役場には福祉係や健康係がありまして、機能がもし一緒だったらもっと便利だなというような、そういった組織がちょっとばらばらになっている状況もある中で、今後、町にもそういった、どこに配置したら一番住民の皆さんに使い勝手がいいかというところも含めての施設の全体的な整備というものが必要になってくると思っております。そこも含めて老人福祉センターの改修を考えたいと思っております。いましばらく、ちょっと今の状況のそういったその場しのぎかもしれませんけれども、その対応でもうしばらく我慢していただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 今、答弁をいただきましたが、ベンチは必要だという表明がありました。その後に民地があつて、皆さんの了解を得たり、どうたらこうたらというようなお話もありました。つくるには当たり前なんです、そんなのは、問題があるのは。つくるという意思があつたら頼みにいけるんです。あの理由がだめだ、この理由がだめだと、だめなことを先出すことはないんです。ベンチが必要だと思つたらつくるんだと、つくるためにどういう問題があるか、それをどうやって克服するか、これをやはり町全体で対応すべきだと私はそういうふうに思います。

それから、美術館等々の招待券であります。教育委員会に相談してという、まさに組織はそうであります。しかし、必要となつたら、担当者がやはり教育委員長にお願いして説得するぐらいの気持ちを持っていただきたいし、ここにおられる行政の皆さんも、いや、そんなに招待券を出すことに異議を唱えられるような理由があつたら聞かせていただきたいと思っております。そんな問題ではなくて、やる気の問題でぜひ解決していただきたいと思っております。

それから、最後のトイレ等の問題については、ちょっと私も初めて聞いた話で、そんな方向づけがあるのかどうか、その辺、確認をさせてください。

以上です。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） まず、最初に、やる気のあるのかという話なんです、はい、前向きにといいますか、ぜひベンチの関係、それから入場券の関係につきましては庁内で真剣に取り組んでいけるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、施設の関係ですが、これは組織の中の問題ですが、もともと今の地域包括支援センター、それから同じ組織の中にあります福祉係、それから健康係、いろいろなそういったものが今、少し分かれていることによって、デメリットがちょっと多いのではないかと、そういった話がここ数年組織の中です。それも含めて、例えば社協と地域包括が同じフロアにいるのはとてもメリットがあるんですけども、そういったことも含めて全部、どこにどういった組織があって、一緒に運営していけば住民の皆さんにもわかりやすく、それから使いやすくなるかということの中に、以前、老人福祉センターには社協の事務局が入っていたこともありました。なので、ちょっとそういったことも含めて、福祉の関係についてのみ私は今申し上げているんですけども、そういったことが今課題になっておりますので、それはもうすぐにどうこうということはできませんが、将来の中の計画の中で、少しずつ考えていければと思っております。

○議長（関 悦子君） 小淵 晃議員。

○9番（小淵 晃君） 今のお話だと、そういうできるかできないかもわからないことのために、何も手を加えないという、そういう可能性もあるわけでありまして、方向があっても5年なり10年なり先だったら、やはり緊急にフローリングにするぐらいのことは、私は大したお金もかからないし、やっていただきたい。担当者がそういう声を聞いていないという、そういう話になれば、もうこれは仕方のない話であります、その辺はしっかり確認していただきたいし、やはり今、必要なんです。5年後に幾ら立派な建物ができても、高齢者は今以外、5年後は利用できなくなる可能性もあるんです。その辺をぜひお考えいただきたいと思いますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） ありがとうございます。

そうですね、何年も待っていただくというわけにはいきませんので、もし本当に畳よりもフローリングがいいとか、土足がいいという声があるとすれば、早急にそういった声を聞いて考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（関 悦子君） 小淵 晃議員。

○9番（小淵 晃君） 続いて、名菊・巴錦を小布施町の「町の花」に制定し、種の保存に助力をという2項目めの質問及び提案をさせていただきます。

秋になりますと、役場庁舎の玄関に100輪にも及ぶ多数の菊をつけた大づくりの巴錦が展示されています。また、高井鴻山記念館を初め公共機関の玄関、あるいは栗ガ丘小学校、そして町の中の商店の店先にも巴錦の鉢が展示されています。小布施の秋は、名菊・巴錦で飾られております。

本来、菊は黄色とか白の単色咲きがほとんどであります、巴錦は特別で、花卉の内側が鮮やかな朱色で外側は黄金色ですので、ほかの菊と比較して気品溢れ、重厚な美しい菊でもあります。それゆえに葛飾北斎の菊図の中央に巴錦が描かれてあり、北斎も認めた名菊の証だと思います。

葛飾北斎が菊図を描いたのは江戸時代の末期ですので、今から200年も前のことあります。その江戸時代から、明治、大正、昭和、平成と時代を超え、世代を超えて、多くの愛菊家のご努力によって、連綿として小布施の地で愛培されてきたロマンに満ちた名菊・巴錦です。

このような巴錦を絶やしてはいけないとの信念のもと、平成7年に小布施巴錦保存会が結成されました。以来、平成10年には、巴錦を北斎巴錦ということで商標登録をし、平成17年には巴錦の苗のウイルスフリー化をいたしました。菊は、アブラムシによりましてウイルスにかかりやすいものであります。そして、それを経てから本格的に普及活動を進められ、こととして18年になります。

その間、毎年挿し芽で約1,000本の苗を育苗して無料で頒布されておられます。町のまちづくり委員会に400本とか、小学校6年生の菊づくりのために150本とか、またこの9日に開催される巴錦の栽培方法を学ぶ講習会にも50本等々、無料でこの菊の普及のために苦勞をして苗を育て、配布をしていただいております。

1本の苗を育てるには、前の年にとった株を冬の間ハウスで保管し、その芽を取り、鹿沼土、砂等のところで挿し芽をし、ついた挿し芽をポットに移し、そして毎日水をくれて皆さんの手元に届くと、こういう大変苦勞な経過を経ているわけであり、特に次の世代の子供たちに巴錦を伝承し、保存をしてほしいとの願いを込めて、小学校6年生の全生徒を対象にし、菊鉢栽培の指導も行っていただいております。

加えて、毎年軽井沢町との交流事業として、北斎巴錦の展示鉢をお届けし宣伝に努め、ま

た地元においては、菊花展を皇大神宮の境内で開催し、町内の皆さんに鑑賞をいただき、巴錦の普及にご尽力をいただいております。

そこで提案いたします。小布施町では、昭和56年の3月30日、小布施町民憲章、それから町の章、町章、そして町の木として栗、それから町の花としてリンゴを制定されました。巴錦は江戸時代からきょうまで、この小布施の地において守り育てられた大切な菊です。ぜひ町の花リンゴとともに巴錦を加えるということをご検討いただきたいと思いますのであります。

2つとしまして、ご多分に漏れず、巴錦保存会の会員の皆様約30名ですが、非常に高齢化が進んでおります。ゆえに巴錦の普及活動、あるいは種の保存活動も大変ご苦勞をいただいております。会員の高齢化で巴錦の種の保存ができなくなり、次世代に引き継ぐことができなくなるとは、今まで200年もの先人のご苦勞が水の泡となってしまいます。よって、巴錦の普及と種の保存は第一義的には、巴錦保存会でご尽力をお願いするのは当然であります。巴錦保存会の皆さんにおんぶに抱っこではなく、町全体の課題として捉え、町として、また町民として助力をする、そんな方法があるのではないかと、ぜひそのことを行政の中でも考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） それでは、巴錦を町の花に加えることを検討されたいという最初の質問にお答えいたします。

議員のお話のとおり、現在、町の木として栗を、町の花としてリンゴを制定しています。また、普及花として、ミスミソウ、サルビア、ハギを設定し、自然景観と文化景観の調和した美しいまちづくりを進めているところです。昭和56年の制定から40年近くが経過しますが、その間、花が町民の皆さんの生活文化に位置づけられ、町全体での花のまちとして取り組みも活発になり、町のシンボルともなりました。

その中で、巴錦に関しては、小布施巴錦保存会の皆さんのご協力をいただき、育苗パンフレットとともに、苗を希望される方に頒布し、露地栽培も可能な巴錦を1軒一鉢運動、1軒一株運動へとつなげ、小布施文化の薫り高い象徴的な花として普及をしております。小学生も巴錦の栽培を行い、11月には校内での展示のほか、町の菊花展にも出品をしており、町民の皆さんにもなじみのある花として定着をしております。

議員の町の花へ加えたらどうかというご提案につきましては、こうした背景や現状を踏ま

えつつ、町の花あるいは普及花としての制定について、町民の方ですとか関係の皆さんのご意見をお聞きする中で前向きに検討をしてみたいと考えております。

2番目の巴錦保存会の助力をということで、巴錦保存会は、葛飾北斎の直筆画「菊図」に描かれている菊が巴錦であることから、その保存の機運が高まる中で、平成7年に町民の皆さんの有志で結成され、今なお積極的に活動されています。その間に、長野県農業試験場の協力のもと、巴錦の病気の原因になっているウイルスの除去を行い、病気に強い巴錦の栽培方法を確立されました。また、巴錦を北斎巴錦として商標登録されるなど、今日に至る巴錦の普及に大変なご尽力をいただいているところであります。現在、実際に活動されている会員は29名とお聞きしていますが、議員のご質問のとおり、会員の高齢化により少しずつ減少しているということも伺っております。

町といたしましては、今なお精力的に活動していらっしゃる保存会の皆様に敬意を表するとともに、その熱意ある保存活動が今後も継続できるよう、保存会の皆さんともご相談しながら、どのような支援ができるのか、人的支援や活動のPRを含め、さまざまな方面から積極的に考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関悦子君） 小淵晃議員。

○9番（小淵晃君） ただいま私の申し上げていることをご理解いただき、そのような方法で検討を進めるというようなお話をいただきましたが、その中で先ほども申し上げましたが、町の花に制定するかどうか、町民の皆さんや関係者の皆さんの意見をお聞きするなど前向きに検討を進めたいという、そういう必ずただし書きがついております。それはそれでいいと思います。

じゃ、前向きにいつ、どういうふうに検討するかということをおもひは知りたいたのでありまして、前向きに検討するって答弁をいただいて、ああよかった、よかったというような話には、私は納得できません。その辺で、町の花に制定することに対してはご賛同をいただけたと理解しますが、また前向きに進めるとお聞きしましたが、具体的にはどのような取り組みが前向きに検討したことになるのか、その辺を示していただきたいと思います。

それから、種の保存であります、これも保存会の皆さんと相談しながらどのように支援できるかということで、さまざまな方向から考えいただく、これもまさにそのとおりでありまして、第一義的には巴錦の保存会の皆さんのご意見が必要であります。しかし、既に現実にはもう苦しくなっているんです。相談したって苦しいから助けてくださいとしか言え

ないんです。もうそういう年齢なりときに来ているんです。だから、私は手っ取り早くいえば、小布施はフローラルガーデンおぶせ、あるいはフラワーセンター、そこらがやはりもっと積極的に助力をするべきだと思いますが、その辺はどう思いますか、答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 議員からご質問いただいた後、平成27年に発行されました「北斎巴錦：小布施に伝わる殿様菊」読みました。保存会の皆様方のご苦勞、改めて感謝申し上げたいと思います。

今、町の花、あるいは保存会のこと、いつかということですがけれども、いつやりますとすぐ明言はできませんけれども、いずれにいたしましても積極的にこの巴錦、あるいは保存会、大事なものだと思っておりますので、町のほうでも積極的に支援をしてみたいと考えております。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 制定の関係ですか。すみません、もう一度質問をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 私が2項目めに言ったのは、小布施町にはフラワーセンターあるいはフローラルガーデンというものがありますと。まず、そこらが最初に対応できる、それは今すぐでもできると、そういうことで、その辺の関係についての質問であります。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 大変失礼しました。

おっしゃるとおり、町の施設、花の施設ございますので、これも保存会の皆さんとやはりお話しをしながら進めていかなければならないと思いますので、積極的に進めてまいりたいと思います。

○議長（関 悦子君） 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（関 悦子君） 続いて、1番、中村雅代議員。

〔1番 中村雅代君登壇〕

○1番（中村雅代君） それでは、通告に沿って質問させていただきます。

消防行政の充実強化を。

全ての住民が健やかに安心して暮らせる最もかかわり深い安全分野であります消防行政の充実強化について伺います。

須坂市と小布施町、高山村の1市1町1村で構成されております須坂消防本部は、条例定数で消防吏員93人、完全3交替制勤務で須坂市に本部及び署を置き、小布施町と高山村それぞれに分署を配置することで有事に即応しています。

消防本部分署の規模的には小さいですが、職員一人一人が少数精鋭集団を目指し、小さいであるがゆえに小回りがきき、地域住民から期待される消防ニーズに 대응していけるよう、日夜消防行政の向上に努めておられます。

社会の高齢化や国際化による救急搬送件数の増加やニーズの多様化、救命効果の向上に向けた救急救命士が行う救急範囲の拡大など、質、量ともに大きく変化している救急サービスにおいて、適正な救急処置や医療機関への迅速な搬送を行い、誰もが安心して生き生きと生活できる町を実現し、地域住民の安全・安心を高めることが重要です。

そこで、質問いたします。救急需要の増大を踏まえた救急体制の充実強化をどうお考えでしょうか。

須高における救急体制について伺います。出動エリアの変更や救急搬送時の隊員の人員配置など出動基準、出動件数はどうでしょうか。

2点目、現在、消防行政は本来の消防・救急業務はもとより、災害が複雑多様化しているため、災害を迅速かつ的確に判断し、最大限の消防力を効果的に運用できるよう求められています。また、高齢社会の進展に伴い、救急業務の高度化に対応できる消防活動体制の充実強化など、住民の期待に応える組織運営の推進が重要となっています。

しかし、自治体行政を取り巻く環境は厳しい状況に置かれており、隊員の充足率も低いままです。高度救急出動体制の充実が求められている現在、また高齢社会に向けて救急搬送回数の増大が予想されますが、現状で対応できるのでしょうか。救急体制の充実を考えるべきと考えますが、ご所見を伺います。

3点目、私は以前も消防体制等について質問させていただきましたが、小布施分署に女性救命士の配置を求めますがどうでしょうか。女性特有の疾患や公衆浴場、温泉施設も含みますが、そういったところや公衆トイレでの救急要請が実際にある中、女性隊員の必要性が大変高まっています。

本署の女性隊員3人の方は、小布施分署への異動希望がございましたが、分署は仮眠スペース、トイレなど分署施設の環境がなかなか整備が進まず、職場の選択肢としては本署のみに勤務ということになっています。今後の改築改善など具体的に施設改築の総合計画の中でもそのような計画はありますでしょうか。

続いて2点目、住民への火災注意喚起についてお伺いいたします。

消防職員や消防団員の方による日ごろの防火パトロール活動や住民の皆様の予防消防に努めていただいていることに感謝申し上げます。

各種の災害から住民の皆様を守るために消防施設や設備の整備などにより防災基盤が強化され、一人一人の防災意識がとても高く、地域の防災力が充実しているまちづくりというのが望まれます。

しかし、須高地区では、3月24日から29日まで6日間連続して火災が発生し、3人が死亡、2月28日に発生した須坂市仁礼町の火災では2人が死亡しており、1カ月間に計5人が死亡という非常事態に須坂市消防本部は厳重な警戒を行い、一層の注意を呼びかけました。同本部によれば、現在の消防本部の体制になった昭和37年以降、年間の死者は4人が最多で、わずかこの1カ月間で年間最多を上回ったと記事にはありました。大変悲しいことに、小布施町でも死亡火災が2件相次ぎました。お亡くなりになられたお2人の方には、心から御冥福をお祈り申し上げます。

1件目は24日、下草火災、2件目は28日、ひとり暮らしの住宅火災です。本当に残念でなりません。このほか26日は小布施町清水沖で1,370平方メートルを焼く下草火災、27日に小布施町大島地籍で約130平方メートルを焼く下草火災、そして29日には、須坂市内米子地籍で2,800平方メートルと空き家、物置などを全焼する火災が発生しました。同本部によれば、最近の10年間で6日連続して火災が発生したことはなく、下草火災に限れば、死亡者が出ることもなかったとのことでした。

今後、このような火災を起こさないために、住民への注意喚起などどのように強化していったらよいかお考えを伺います。

○議長（関悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、中村議員の消防行政の充実強化のご質問にお答えを申し上げます。

最初に、救急体制の現状についてであります。

まず、須高エリアにおける救急体制についてであります。須高地域における救急車の出動区域について申し上げますと、須坂市消防署本部の消防署につきましては、これは市の条例ですが、須坂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例によりまして、その管轄区域を3市町村、須坂市、小布施町、高山村としております。消防署には、それぞれ今議員ご指摘のとおり分署がございまして、この分署につきましては、須坂市消防署の組織等に関する規定によりまして、小布施分署の担当区域は小布施町、高山分署の担当区域は高山村と定めております。したがって、原則として小布施分署の出動区域というのは小布施町内となります。

なお、この区域につきましては、須坂市北部への小布施分署からの緊急出動について、平成27年か28年に、人命救助を第1といたしまして、人道的見地から須坂市からも実施していただきたいという依頼がございました。平成28年度に議会や町民の皆様には町政懇談会で説明させていただきまして、町といたしましては、そういった点から、人道的見地から行っていきたいということでご了解をいただきまして、29年度には試行をしているところでございます。

この試行を過ぎまして、課題点等を整理いたしまして、ことしの4月1日から須坂市、小布施町、消防事務の委託に係る救急第1出動に関する協定を締結いたしました。この協定によりまして、意識がなく、普段どおり呼吸ができない方、心肺停止状態の方、多量の出血がある方、生命に危険が切迫している状態など、いわゆる救急重症事案が発生した際には、小布施分署から須坂市北部へ出動することとしております。

須坂市消防本部におきましては、この須高・須坂、高山、小布施町の3市町村の人口が約7万人程度でありますので、基本的には救急自動車の配備につきましては4台が基準となっております。現在は、須坂市に3台、小布施町に1台、高山村に1台の計5台が配備されております。この須坂市の3台につきましては、一応1台については予備車ということでございますが、状況によっては出動するというところでございます。小布施分署につきましては、消防ポンプ車1台、消防タンク車1台、救急車1台が配備されておまして、隊員は3分隊18名が配置されております。この18人のうち救急救命士の資格を取っていらっしゃる方が7名いらっしゃるところであります。

この救急出動に際しましては、消防力の整備指針に基づきまして、救急自動車1台に搭乗する隊員の数は最低でも3人ということになっておまして、うち1名ないし2名は救急救命士が搭乗することとなっております。

次に、出動件数であります。須高管内で申し上げますと、平成27年、これは1月から12月でございますが2,718件、平成28年は2,919件、平成29年は2,988件と増加傾向でございます。また、小布施分署の先ほど申し上げました須坂市北部への出動件数は13件でございます。これは年度でございます。

次に、高度救急出動体制の充実ということでありまして、平成3年に施行されました救急救命士法におきましては、救命士が行う処置を、生命が危険な状態にある傷病者が、病院または診療所に搬送されるまでの間に気道の確保、心拍の回復等の処置で傷病者の症状の悪化防止、生命の危険を回避するための緊急に必要なものとして、その救急救命士の処置を定義しております。

この救命士がこの処置を行うための気道確保セット、除細動器、輸送ポンプなどの機能が備わった、この処置を行うための高規格救急車が必要でありまして、現在、その須坂、小布施、高山に配備されている救急車は全てこの高規格救急車となっております。

現在、先ほど申し上げましたが、須坂市消防署には救急救命士9名、小布施分署は先ほど申し上げましたが7名、高山分署にも7名の救急救命士の資格を持った消防隊員がおりまして、先ほど申し上げましたとおり、その3名いる救急隊員のうち最低1名は救急救命士ということでございます。

平成29年度の出動件数、先ほど申し上げましたが、須高管内、約3,000件近いわけですが、平均いたしますと須坂市が1日6件、小布施と高山村は1日1件であります。仮に、須坂市あるいは小布施町、高山村に配備された救急車が傷病者の搬送で、その市町村を出たときは、ほかの市町村から救急車が出動するという体制をとっております。須坂市が1件、高山村、小布施町が1件でございますので、時間的な重なりがなければ十分その出動は可能だというふうに考えております。

ご質問の救急体制の充実でございますが、やはりこのためには人員の増が必要となっております。この人員の増というのは、消防業務の場合、いわゆる宿直業務もございますので、こういった人員の増によります、そういった事務的な部屋の拡大、または仮眠スペースの増大というものが必要になってきますし、何よりもやはり人数の増というのは、その人件費の増につながります。こういうところでも大きなこの一つのそういう形では、充実というのは大きな負担が伴ってくると思います。当面は現体制におきまして、救急救命体制を維持構築していくための救急車、一応5台ございますので、これをより効率的かつ最大限に活用していくことが大切であるというふうに考えております。

続きまして、女性隊員の配置と分署の改造計画についてであります。

現在、須坂市消防署には議員ご指摘のとおり、37名の隊員がおりまして、そのうち3名が女性であります。ご質問は、この女性消防士については、やはり女性特有の疾患、あるいは傷病等が発生した場所、おトイレやお風呂ということですか、これを踏まえると、女性消防士の必要が高まっているとのご指摘でございます。

この点につきまして、消防署の方にお聞きしたところ、やはり議員ご指摘の場所に入っていくのには、やはりちゅうちょするものがあるというご返答もございましたが、これはお1人の方しか聞いておりませんので、署員によっていろいろ思うところがあると思うんですが、ただこうした点もございますので、やはり今後、仮に女性の消防職員が小布施の分署に配置される際は、そういったことを考えると、今後、その女性消防職員の配置の必要性が高まってくるものと考えております。

国におきましても、やはりこの考え方いたしますと、多様な経験を有する女性職員には、子供さんや高齢者など、さまざまな住民への対応力が期待できまして、住民サービスの向上が図られること、育児など、それぞれ異なる事情を持っている方を組織や同僚が支援する、そういった組織風土の醸成が期待できるというようなことで、国もこういった女性消防職員の計画的な増加を奨励しているところでございます。

今後、須坂市消防本部において女性職員が増加していく場合には、先ほど申し上げましたが、小布施分署への配置もやはり検討していかなければなりません。現在の小布施分署の仮眠スペースにつきましては、分署の2階をほとんど使用して6人分の確保をしております、その仕切りもカーテンでございます。また、トイレにつきましては1階と2階に一つずつありますし、お風呂も一つということでございます。したがって、仮に今後、女性職員が配置される場合には、こういった今申し上げました仮眠するスペース、トイレ、風呂等の増設、改修なども考えられまして、今後もそういった配置については、そういった空間をどう確保していくか、また多額な費用もかかりますので、こういった点も踏まえて、やはり3市町村で検討していこうなどと思っております。

続きまして、住民への火災注意喚起についてでございます。

最初に、まずは、3月24日、28日に火災によりお亡くなりになりました2名の方に、心から御冥福をお祈り申し上げるところでございます。

火災予防の注意喚起につきましては、3月は1日から7日まで、春季全国火災予防運動でございまして、これも消防署の指令車による広報や同報無線による、その周囲に呼びかけを

行ってまいりました。野焼きによります、こういった死亡事案が発生した直後の24日の後の26日には、同報無線で火の取り扱いの注意の呼びかけを行いました。また3月28日と30日、4月5日には定時放送によりまして、いわゆる風の強い日の野焼きの禁止について放送を行っているところであります。また、24日に続きまして28日にも火災が発生したことから、この発生した直後の3月29、30、31日の3日間にわたりまして、消防の指令車によりまして町内の巡回を行い、警鐘打鐘により火の取り扱いの注意を呼びかけたところであります。

また、この3月24日、こちらに戻りますが、農作業で亡くなった方がいらっしゃいましたので、この点につきましては、JA長野の小布施支所が組合員の皆様に農作業関係のチラシをお配りするんですが、そのチラシの片面を利用させていただきまして、安易に枝や枯れ草を燃やさない、風が強い、空気が乾燥しているときは野焼きを行わないというようなことでチラシで呼びかけを行っているところでございます。

なお、今年度、消防団員と女性防災クラブの方が住宅の耐震化の促進と住宅用の火災警報器の設置、これについて各家庭をご訪問して呼びかけを行っていく予定でございます。この際にも、各家庭を訪問いたしますので、火の取り扱いには十分注意をされるよう、また呼びかけていきたいと思っております。

今後あらゆる機会を捉えまして、この火災予防の啓発を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） まず、救急体制に関する再質問ですが、大変、救急出動件数はご答弁にありましたとおり、小布施に関しては平成27年379件であったところが、平成29年には449件ということで、約65件も増加しているということです。かなりそういう面では、これからは社会状況に応じては高齢者などがふえた折、ますます増えていくのではないかと懸念されるようです。

また、高度救急出動の充実というか、制度の充実ということに関して質問させていただきたいと思いますが、そもそも長野県内、高度救急出動ということで、須坂支所は試行という期間をもって3人体制から4人体制ということで、4人編成という形で5年間ですか、これまで進めてきたとお聞きしております。私が調べました資料によりますと、長野県内では13消防本部のうち須高を含めた2カ所だけが、現在3人編成に逆戻りという形で、ほかの11消防本部では、もちろん全国の流れもそうなんですけれども、4人編成を実施しているという

ことです。この点では、試行という形で、試行といえ、本実施を見据えての試行ではないかと思うんですけれども、その辺、先駆けてやったのに、今や低いレベルに下がってしまったということを伺っています。

先ほども申し上げましたけれども、ますます多様化する救急事業に対する質の高い救急活動を現場としては実施していかなければいけないと思うんです。そういう現場で、もう受け入れ態勢をしているこちらから搬送をして、医療機関のほうでも救急救命士さんによる応急処置やそういう気管挿管などの特定行為ですか、そういうものをきちんとやれる範囲でやってきていただきたいと、そういう要請もあると聞いています。そういう現場滞在時間の短縮したりとか、隊員の方の負担を軽減するためにも3人より4人編成が望ましいという形で出てきたということなんですけれども、本当に現場ではもう1人いることで生命が助かる、そういう瀬戸際の状況、そういう場面に接しながら、消防隊員の方は、救命士の方がもう1人いれば電気ショックをしたりとか、点滴なども可能で、本当に一刻を争う、助かる命も助からないという事態にもなりかねないという形で日々かかわっておられます。

そういうところで命が助かって、やがて社会復帰もできるという、そういう成果も上げることということにつながっていると、深く、強く訴えておられます。そこがこの間の試行という形をとって進めてきたにもかかわらず、現場には、小布施分署もそうですが、協議がなく、上からおりてきてしまったということなので、その点についてはご答弁でも、そういう救急体制の充実には人員増が必要だということなんですけれども、そういうところに関してもう一度ご所見を伺いたいと思います。

それから、女性隊員の配置などに関してなんですけれども、やはりこの点も本署のところでも伺ったんですが、実際に早産のケースという形で、産院まで間に合わなくて対応して下さった女性隊員の方がいらして、本当にそのときはありがたかったという現実があるようです。

先ほど答弁にもありましたけれども、温泉施設などでは、女性浴室の更衣室などで倒れた際、男性がなかなか入れず、一刻を争うんだけれども、救急隊員に女性がそのときはいらしたので、すぐに迅速に対応できて事なきを得たという形でした。

そういう面でも、また先ほど国によるというお話もありましたけれども、分署長から本署長を目指すという女性活躍推進の面からも、この小布施や高山村の分署勤務の経験がなくて、その分署長としても地域の状況がわからないということで、なかなか務まらないという、そういう懸念もあるようですので、何とか3市町村でその必要性がわかっている

ので、3市町村での検討ということを具体的にどんなふうに進めていくのか、その点もう一度お願いいたします。

それから、下草火災についてなんですけれども、注意喚起ということで、いろいろ工夫していただいているようです。野焼きを控えるということのチラシでの呼びかけということも有効だと思うんですけれども、なかなかそういうものがご本人のところに届かなかつたりとか、広報でもなかなかうまく徹底できなかったのかなと思います。

今、季節によっては、そういう防寒着着用ということで、燃えやすい材質とか、それから実際、今回も昼間だと、予想以上に炎が燃え上がってもなかなか見えづらくて、本当にあっという間に広がってしまうという状況だったようです。高齢者の方だと、そういう面でも犠牲になりやすいし、チラシではそういう注意喚起というものがあって、自分でも多分わかっていらっしゃっても、なかなか今は強風等、予測しづらい気象状況というのがあったりするので、その点、ご本人が判断して、下草、野焼きをしても、そういうことになってしまったということで、本当にどうやって防いでいったらいいのか、私たち住民でできることがあれば何かないかという思いで質問させていただきました。

住宅火災でも、体が不自由だったり、ひとり暮らしだったりすると、その辺も小林議員が3月会議で質問ありました自主防災の発足ということに関してですけれども、飯田地区では、本当に火の用心とかを含めた夜回りなども必要かなと私も思ったんです。そういうものが、地域助け合いだけのそういう自主防災の仕組みがあっても、なかなか困難だと思いますので、その辺も何かうまく私たちが仕組みができればと思います。その点では、今これから方法などをご答弁いただきましたので、その辺の徹底とか、あとは例えば野焼きの際とかは、口頭で届け出などを働きかけているとお聞きしたんですけれども、その辺の何か状況などもどういう状況なんでしょうか、教えていただければと思います。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、中村議員の再質問にお答え申し上げます。

最初に、高度救急医療体制の関係でございます。これは確認させていただきましたところ、平成25年度から29年度までの5年間試行的に行ったということでありまして、ことし30年度に、一応また4人から3人体制に戻したということでありまして、これも考え方いたしますと、非常に先ほど私が申し上げましたとおり、須坂、小布施、高山、それぞれかなり出動件数がふえてきております。須坂の場合、3分隊というんですか3小隊があるわけですが、これがそれぞれ小隊11人ということになってきます。仮に4人、4人で2台出てしまいますと、8

人出てしまいますよね。消防署に1台残るわけですが、災害というのは救急だけではなくやはり火災、あるいは自然災害があるということで、そういった救急出動件数の多さと、全体の災害に対して待機していくということも必要なわけであります。5年間の総合的な評価とかまとめをしますと、やはり3人体制で出て、かなりそういった件数も多いので、ある程度待機する状態を確保しておくということも含めると3人体制で、先ほども申し上げましたが、今は高規格救急車になっておりますし、救急救命士も乗るということで、そういったことに戻したということで理解をしております。

小布施の場合も救急の場合、4名出ますと、残るのは2名になってきます。その2名で仮にポンプ車、タンク車を動かして火災出動をするわけですが、やはり迅速な火災活動をするには3名ということになると、かなり違ってくるかと思うわけです。ですから、そういった救急事案と消防事案、あるいは自然災害事案に対応していくバランスを考えた上で、5年間の総括として3名に戻したということで理解をしているところであります。

次に、分署、女性のこの関係につきましては、どちらにしましても議員さんからこうしたご指摘もありますし、国のほうでもやはりこれから女性消防隊員、女性職員の増加を奨励しております。これは別に性別を区分して、当然ですが、採用しているわけではありませぬので、今後そういった先ほど申し上げました点から、女性消防職員の採用が増えてくることも考えられます。そうした際に、当然、小布施分署、高山分署への配置も考えられますので、これも会議とすると、全体の須高消防広域の運営協議会というのがございますので、そういったところでも何らかの形で議論ができればというようなことで、また消防本部のほうにはお話をさせていただければと思っております。

人命への注意喚起であります。これも消防の火災の予防消防についての啓発は、この春と秋とか行ってきているところでございます。消防団もいろいろな形で1カ月に一遍の夜間巡回等にもそういった効果もございます。そういったことも行っております。この野焼きについては、ことし特にあったということで、これは来年に向けて農協さん等農業関係の方ともお話しさせていただいて、どんな形で一連の呼びかけができるか考えていきたいと思っております。

ずっと前からでしょうけれども、やはり現在、農家の作業をする方もビニール系、プラスチック系のそういった服を着ていっしょだと、かなり火の回りが早くて、なかなか自分で消すに至る前に火が回ってしまうようなこともございますので、いろいろな面で対応ができれば、それも呼びかけたりして、またことし特に野焼きの関係が多かったということで、来

年に向けて早目の対応を考えていければと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいま救急体制に4人が出てしまって、その後の消防業務という、そういう緊急の場合の要員としても、待機人数ということだと思わんですけれども、その点は、例えば高度救命、出動したのが去年は18件位だとすると、月には1件か2件ということですので、そこに消防の火災が物理的に重なるということが、そんなには頻繁ということではないと思わんですよね。それよりも、1人の命が助かるかどうかというところが3人から4人いたほうが確実なんだという現場の意見なんですよね。

それが県内でも13本部のうち2本部だけが、消防本部だけが3人体制ということは本当に逆行しているし、その隣接の長野市はもう4人どころか、そこに医師の方や看護師さんも乗った、そういうステーション的な救急体制もとられて、もう出動するようになっています。橋の向こうのところでは、命にかかわってこういう1人増員なのに、こちらではそれが少なくなってしまうということでは、住民としては納得いかないのではないのでしょうか。

その点協議会などで、市村町長どんなふうに見解を示しておられるか伺いたいですけれども、移住・定住などで本当に促進している以上、子育て支援とか、そういう手厚くしています。本当に小布施町では、これまでそういう施策などで人口増にもつながっていますので、ぜひこの点見解をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再々質問にお答えいたします。

今、ずっとお話を伺っていて、そのとおりだなというふうに思います。須坂の中でもそういう声が上がっていると思いますので、この辺、高山村さん、須坂市さんとよく相談の上、今後のことをきちんと対処していきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

定住促進施策の現状の成果はということで質問させていただきます。

本年、小布施町が4月30日時点で公表している年齢別人口推計において、小布施町の人口は1万1,004人であり、高齢化率は33.4%です。一方で、ゼロ歳から14歳までの年少人口割合は13%であり、およそ1,426人という数字であり、1歳当たりの平均人数はおよそ95人平均となります。こういった形で100人を割り込んでしまっております。一方で、高齢者3,678人という数字が導かれまして、年少人口のおよそ2.6倍という数字になります。この数字の上でも、少子高齢化が顕著に見られる現状であります。

現在、既に高齢化率がこのように33.4%となり、3人に1人以上が高齢者という状況で、以前の資料では、このままでは10年程度で高齢化率が40%を超えて超高齢化が進んでいくという試算もありました。

この高齢化の影響は、生産人口の減少、農業従事者の減少、耕作放棄地の増加、地域社会の担い手の不足など、さまざまな問題を結果として招きます。

一方、別の観点からなんですけど、子育てに関係することで、長野県の調査では、子育ての家庭のうち低所得で公共料金が支払えなかったり、子供にレジャー体験をさせられなかったりする生活困難家庭が24.5%に上るといって、驚くべき調査結果が出ていました。

調査した子育て家庭のうち24.5%、つまり4世帯のうち1世帯は公共料金が支払えなかったり、子供にレジャーの体験をさせられないという状況であるという調査結果です。こういった状況もある中で、町としていろいろ、町だけではないですが、県も含めて行政のやっていくべきことというのはいろいろあると思います。そんな中でも、小布施町は定住を促進していくという観点から、若い世代についてももっと見ていくべきところがあるのかなということで、今回質問をしております。

人口全体が維持されることもそういったわけで重要ですが、小布施の未来を担っていく、年少人口を維持していくということも大切であり、また出生率を最低でも2.0以上にしなければ人口は増加せず、減少してしまいます。

定住促進を進めている小布施町では、現在定住コーディネーターを設置するなど、定住の促進にとっても力を入れています。その成果もあるのか、はっきりと相関関係があるかは見えませんが、定住者がある程度数字上で確認はできているようです。そして、多様な世代の小布施を好きになってくださった皆さんに、ぜひ小布施町に住んでいただきたいとは思っています。

しかし、小布施町が行政として取り組むべき定住促進施策は、より具体的なターゲットを

成果指標として、定住促進に取り組むべきであると思われます。30歳以下の子育て世帯の年間定住件数が10件、小布施町の出生率を2.0以上にするなど、よりハードルが高い数字を目指していく、価値ある成果指標を掲げるべきではなでしょうか。

現在の定住促進施策の目的及び成果指標と、現在どのような成果を上げているのか、具体的に明示をしてください。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 定住促進施策の現状の成果はということで、現在の定住促進施策の目的及び成果指標、現在の成果につきまして、ご質問にお答えさせていただきます。

成果指標を明確に掲げるべきではないかのご指摘ですけれども、町の移住や定住促進に係る施策につきましては、小布施町人口ビジョンにおいて人口の将来展望の目指すべき取り組みの方向性でお示しをしました子育て支援、若者に魅力的なまちづくりによる生産年齢人口の流入と定住の促進、若い世代の雇用の場づくりを掲げており、小布施町総合戦略では、5つの施策の方向と基本目標を立て、これをもとに事業を進めております。

また、人口の将来展望の考え方には、小・中学校1学年の人数が常に100人を維持することを目指し、また人口の年齢構成を維持することを目指すとしており、この成果指標達成と2040年の将来展望人口を達成するために、自然増減に関しては2030年までに合計特殊出生率2.1の達成を、若い世代を中心とした社会増減に関しては、毎年10世帯36人程度の転入を確保していくと掲げております。

この目標達成に向け定住促進事業を進めているところですが、移住定住コーディネーター事業につきましては、役場窓口や移住定住コーディネーターによる移住や空き家の利活用等に関する相談をお受けし、平成28年度は小布施町へ移住いただいた方が5世帯14人、平成29年度は11世帯26人の方に移住していただきました。またこの移住者の実績のほか、空き家や空き店舗の紹介等による町内の中の転居や起業につながったケースもございます。

次に、助成制度による移住者数につきましては、平成25年度から28年度まで実施しました40歳以下の若い世帯を中心とした定住促進補助金を活用し、転入された方が合計で55世帯189人、昨年度から実施しています空き家活用等補助金を活用して移住された方は5世帯15人、町内事業所に通勤されている方が転入してアパート等をお借りになった場合の家賃補助をする移住促進補助金につきましては、8世帯12人となっております。

このほかHLABサマースクールや小布施若者会議に参加したお若い方が、小布施町ある

いは町民の皆さんと関係し、町の魅力に引かれ、町を好きになっていただき、直接的な移住定住策ではありませんけれども、交流を通じて2地域居住に発展し、交流人口につながり、結果として移住につながったということもございます。また、民間事業者さんの宅地造成なども若い世代の方の移住に大きなお力添えとなっております。

このような取り組みの効果が少しずつあらわれ、先ほど議員からも説明がありましたとおり、平成30年4月1日現在のゼロ歳から14歳までのいわゆる年少人口の割合が13.3%で、長野広域連合管内9市町村の中で最も高い割合となっております。このことはほかの市町村や県からも注目を集めているところであります。

しかしながら、小・中学校の1学年のお子さん100人を維持することは簡単なことではありません。また合計特殊出生率を2.1に引き上げるということは、非常に高いハードルの目標設定となっております。

このため、若い子育て世代を中心に移住定住を推進する方針のもと、この4月、今年度から産み育てやすいまちづくりの視点から、移住定住の推進につなげるため、若い子育て世帯の2世帯住宅の新築や2世帯住宅にするための増改築、あるいは農村集落にお若い世代が住んでいただけるよう、市街化調整区域への住宅新築に対する助成、これは先ほど川上議員からのご質問の答弁にもつながるんですけども、いわゆる都市計画の34条11号のエリアにお若い方が住んでいただくために、わずかな助成ではありますけれども、新たに制度を設けたところでございます。このほか29歳以下の世帯における賃貸住宅の家賃助成等を設けて始めさせていただいております。

また、長野県が行っているおためしナガノ事業との連携や、町内のワーキングスペース、サテライトオフィス体験施設、小布施交流館などを活用し、町内での仕事や暮らしを体験いただくなどの取り組みから、起業家や新規就農者、地域おこし協力隊の受け入れ、協働と交流のまちづくりのさらなる推進により定住促進策を図ってまいります。

少子化や人口減少による諸課題の解決に向けましては、全部署において少子化対策や人口維持に向けたあらゆる施策を連携していく必要がありますし、子育て支援や教育環境、福祉施策の充実なども含めて、小布施町に住んでよかったと思えるまちづくりやお若い世代の皆さんが魅力を感じるまちづくりを進めることが、何より多くの方が小布施町に住んでいただけることにつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁いただいた内容に基づいて再質問させていただきます。

今、答弁していただいた内容で、いろいろな施策を講じているということは十分理解できました。提言させていただいたような形で、ある程度の指標もやはり出していただいている、それに向けてやっているんだということだったんですが、先ほどの話の中では、ほかと比べて非常に割と高めに水準はなっているということなんですけれども、日本の中での多くの市町村が消滅自治体に登録されてしまっているというか、そういった状態では、やはり日本の中でトップのクラスの町として輝いていかなければ、ほかから来ていただくということがやはりできないであろうということを感じます。

ただ、そうなる力というのは小布施にもありますし、行政の皆さんにその力もあると思っていますので、そのあたりはぜひ努力をして、そうなるように頑張ってくださいと思うわけですが、今回の内容については、そういった面も含めてなんです、実際には非常に困難な数字を達成するために、そのプロセスを経過する中で結果が出ていくということであろうということで、達成困難な数値目標を立てていただくということがベストではないかということで、今回お話しさせていただいています。

出生率が2.1というのは確かに高いんですけれども、それだけに限らず、本来日本としても3を目指すということをやっていくべきであろうという、3.01をとということだと思つので、もっと上げていってもいいと思うんですが、現状は全然、小布施町においても2.1は全く及ばないことなので、そこはまず目標ではなくて、しっかりそこにたどり着くだけのPDCAを回していただくと必要があるということを感じています。

それと、先ほどお話にあったんですが、いろいろなところで、人口総数が9,500ということはあるんですけれども、それに加えて、結局、高齢化してしまつては意味がないわけで、具体的には年少人口割合を25%以上にするとか、あとは高齢化率を35%以下にとどめようということをするとかという、ある程度、これも非常に難しいことではあると思うんですが、目標にもう少し具体的なターゲットのゾーンが全体的に小布施町のものがわかるように、その数字だけで、人口だけだったり出生率だけではなくて、ほかのこうしたところのこうした割合も盛り込んでいただくと、動きのない確実な目標になるかなと思うんですけれども、そのあたりご検討いただけないでしょうか。

これは質問なんですけれども、やはり数値目標というのは大事だと思うんですけれども、今言っていたみたいないな形で曖昧な形だと、目標として掲げるんですが、ストレッチしないストレッチ目標というのは意味がないわけで、目標にするからには、もう少し具体的で

かつ実現していくための水準も必要なのかなということで、そういった提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問にお答えいたします。

現在、しっかりした目標設定をしているのは、小・中学校のお子さん1学年100人というところでございます。このことにつきましては、以前にも何度か議会等でもご説明させていただいているとおり、お生まれになる方は1年間で100人には達成しておりません。小学校に入るところにおおむね100人なっているということで、若い世代の方を中心に小布施町に転入をいただいたり、産み育てやすい子育て環境を充実するというところで取り組んでおります。

そうした中で、一昨年等につきましては、ちょっとこの出生数も少ないですし、小学校1年に上がるお子さんの数が100人満たないというようなこともございますので、本年4月から新たに施策を設けたという状況ではございます。

構成割合をしっかりした数字を持ったほうがいいのではないかというお話をいただいておりますけれども、現時点では持ってはございません。ただ、こちらについては、日本全体が高齢化が進む中で、小布施町だけ年少人口が25%であるとか、高齢者の割合が35%を切るみたいなことは、これは非常に難しいお話かなとは思っております。そういった目標を掲げるということは、今後検討はしていきたいんですけども、数値目標を掲げるだけでなく、若い世帯をなるべく増やしていく、またご高齢の方も社会活動参加をいただきながら、一緒に地域づくりをしていけるような地区をつくることによって、仮に高齢化率が下がらなくても、地域として生き生きとした町になるのではないかと考えております。

ご指摘の構成割合の設定等につきましては、今後検討していきますが、現時点ではそのような考えで進めさせていただいております。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁いただいた内容に基づいて、また質問させていただきます。

反論しても仕方ないんですけども、日本のせいにしても小布施の人口は増えないので、そのあたりはぜひ努力をして、小布施単独でも必ず増やせるような努力自体はしていただきたいと思います。

そして、今、内容のその数字のところについて言及したわけですけども、そもそも設定の順番からして、将来の人口を9,543人にしようとか、1学年100人にしようというふうに決めてしまうから、逆にそれを達成することができることによって、例えば出生率を上げる必

要がないということはないですけれども、上げなくても目標が達成されてしまうとか、そういったところもあるんです。

なので、重要なのは、もちろん高齢者の方の数を減らすべきだと、そんなことを言っているのではなくて、割合、比率のことなので、9,500というのは、これ小布施の中での飽和する人口は1万3,000とかだったと思うので、減っていくのは仕方ないですけれども、高齢化率が上がっての9,500というのと、例えば若い方が入ってきての1万1,000という状態というのは全然違うわけなので、日本の中ではもちろん大変だと思うんですが、もう一度、こういった常に100人、これはもちろんそうなんですけれども、これ最低死守すべき場所であって、目指す場所ではないと思うんですね。1学年100人と9,543は必ず達成しなければいけない死守すべきラインであって、目標ではない。そういうことを言っているわけで、もう少し挑戦的な未来をもっと明るく描けるような施策であったりとか、そのためのもともとの目標をもう一度設定していくのがいいのではないかということで、再質問なわけですが、もう一度ご検討いただいて答弁いただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

日本のせいにしてもしというようなお話もありましたが、現状、日本の人口が減っていく中で、小布施町だけ、もしくはある一定の地域だけ人口がふえるということは、首都圏を除いてはちょっとあり得ないと思っております。そういった意味で、たとえ人口が減少しても、地域が生き生きとするということが大切だと思っております。そういった意味で人口構成割合というのは、非常に大切な割合になってこようかと思っております。

先ほど、お子さんの数を1学年100人にするということは、結果的に人口構成割のお若い方の占める割合が高まると思っていますし、かなり積極的な数字の設定だと思っておりますので、ご理解をいただきながら、また、まちづくりにもご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） この内容については、結局非常に難しいところがあるとは思いますが、私のこのそもそもの問題意識というのは、健全な危機意識というか、結局人口が減ってきてしまったりとか、財政規模が縮小してしまったりすると、結局小布施町が単独の自治体として存続できなくなってしまうかもしれない。そういったこともあるわけで、そういった中では現状維持はもちろんなんですけれども、自然に減ってしまう自然減は特別にあるわけ

で、そういった中で、この今の言われているような中の日本の状態では、やはり拡大を目指して行く中でもぎりぎり保てるというところだと思うんです。そういったわけで、今後小布施町が今後も維持されていって、皆さん健やかに暮らしていけるまちづくりが維持できるということのためにも必要ではないかなと思っているわけですが、意思の違いはあれど、そういったところについては、当然行政としては小布施町を守っていこうということだと思っています。よろしいでしょうか。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 思いは議員さんとご一緒だというふうに思っています。

そういった中で、先ほどの市街化調整区域の話にもなりますが、農村集落にお若い方にお住まいいただくような施策も並行して進めながら、地域が元気になるようなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開をいたしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時31分